

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る
競争の促進に関する検討会（第7回）議事録

- 1 日時 令和7年2月7日（金）13:30～16:30
- 2 場所 対面（中央合同庁舎第8号館特別大会議室）とオンラインの併用
- 3 出席者

【委員】

依田座長、石井委員、上沼委員、川濱委員、伊永委員、滝澤委員、仲上委員、日高委員、増田委員、山田委員

【公正取引委員会事務総局】

岩成経済取引局長、佐久間官房審議官、稲葉デジタル市場企画調査室長

【オブザーバー】

内閣官房副長官補室、内閣官房デジタル市場競争本部事務局、内閣官房国家安全保障局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

4 議題

○ 討議

正当化事由に係る規定についての討議

法第10条及び第11条に係る規定についての討議

○依田座長 定刻になりました。ただいまから、第7回スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会を開催いたします。

本日は、榊田佳江委員が御欠席です。石井委員、川濱委員、仲上委員、増田悦子委員、山田委員はオンラインで御出席いただく予定です。なお、増田悦子委員は15時30分頃に御退席される予定です。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 本日は、いわゆる正当化事由について、前回の検討会での御議論を踏まえ、事務局においてその具体例等を整理いたしましたので、改めて御議論いただくとともに、第10条の論点、そして第11条の論点と計3つのテーマについて、それぞれ事務局から説明をいたしまし

て、委員の皆様にご議論いただきます。

本日の議事録につきましては、いつもどおり、発言者の御確認を経た上で公表いたします。

また、本日も記者ブリーフィングを予定しておりますので、本日の皆様からの御発言の中に記者に対して発言を控えるべき内容がありましたら、その旨おっしゃってくださいますようお願いいたします。

以上です。

○依田座長 それでは、これから①正当化事由、②新法の第10条、③第11条に係る規定について、資料1に基づき3つのパートに分けて事務局から御説明いただきます。

事前にお伺いしている感触からは、やはり①の正当化事由にかなり議論が集中しそうなので、こここのところに議論の時間を多く当てて進行していきます。

各パートの説明の終了後、御意見や御質問のある委員の皆様から御発言を頂きます。

それでは、まず正当化事由について、前回の検討会でも委員の皆様において非常に活発な御議論を頂きました。正当化事由が認められる目的については、法定されたセキュリティ、プライバシー、青少年保護に加えて、法令違反行為の防止、端末の安全性の確保という観点を政令で定めるという方向性については、委員の皆様におかれましても一定の意見の一致が見られたところであります。

一方、前回も多くの皆様から意見が出されたように、法定されている目的を含め、これらの事項について具体的にどのようなケースが含まれるのかということを整理しながら議論を進めていくことが重要であります。そのような観点から、事務局には具体例を含めて正当化事由の考え方について整理をしていただきました。

まずは、事務局からの御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 それでは、資料1の3ページを御覧ください。

ただいま座長からも御発言いただきましたように、前回、正当化事由に関して、委員の皆様方からこういった視点も重要ではないかとか、また、そのような様々な問題について、この法定されている目的、それから今後政令で追加的に定めていく目的において、どのようなものがカバーをされていくのかといった数多くの御指摘がありましたので、御指摘いただいた点を含め、事務局の方で再度整理をさせていただきました。

まずは、法定されておりますセキュリティ、利用者情報の保護、青少年の保護、この3つについて具体的にどのようなものをカバーしていくことができるかということを整理をした上で、

それで足りないものに関して政令でどのような形で追加していくかということ、具体例も含め改めて整理したものを御説明させていただきます。

その上で、こうした基本的な考え方に基づいて、特に個別の禁止行為に当てはめた場合に、具体的にどのような場面で正当化事由が認められるのか、また、認められないのか、これは最終的にはガイドラインの方で明確化を図っていきたいと考えておりまして、現時点で考えられる典型例について幾つか挙げておりますので、こうしたものをベースに本日も御議論いただければと考えております。

4 ページを御覧ください。

まず、正当化事由をガイドラインで明確化していくに当たっての基本的な考え方といたしまして、関係行政機関とも連携をしながら、できるだけ想定される具体例をガイドラインで明確化していくということとともに、今後の市場の変化に応じて随時見直しをしていくということで考えております。

法定されております正当化事由における正当な目的の1つ目として、サイバーセキュリティの確保につきましては、まず新法ではサイバーセキュリティ基本法を引用しておりますので、この定義との関係でどのような問題をカバーしていくことができるかということ整理しております。

例えばOS機能への不正なアクセスによってユーザーが意図しない形でOS機能が使用されてしまうといったことですか、また、データへの不正なアクセスによって、そのデータが漏えい、滅失、毀損されるといった問題、さらには、マルウェア対策を十分に行わない代替アプリストアへの対応ですか、脆弱性対応を行わないブラウザエンジンへの対応、こうしたものがこのセキュリティの確保でカバーをされていくと整理をすることができるのではないかと考えております。

また、前回は国家安全保障、経済安全保障の観点についても御指摘がありました。こちらにつきましては、例えばスマホについて考えてみますと、スマホを利用している要人などのデータが漏えいすることによってセキュリティ上のリスクにつながっていくということが基本的には考えられるところですので、セキュリティ、それから利用者情報の保護のための措置がしっかりと講じられることによって、こうした安全保障上のリスクにも対応していくことができるのではないかと考えております。

次に、法定されている目的の2つ目として、利用者に係る情報の保護について考え方を整理

しました。まず基本的な考え方といたしまして、個人情報保護法、それから電気通信事業法などの現行の法令で求められている対応に加えまして、現行法令の趣旨を踏まえたような利用者情報の保護を行うための対応もこちらでカバーをしていくということを想定しております。

具体的には、例えば広告配信を目的とした利用者情報の取得に当たって同意を求めますとか、また、同様にOS機能を通じて利用者情報を取得するような場合に関しても同意の取得を求め、こうしたことがこの目的の中で想定をされると整理をすることができるのではないかと思います。

また、前回の検討会でも総務省さんの方から、スマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブ（SPSI）に関する取組に関して御紹介いただきましたが、このSPSIを参考にしながら、今後セキュリティや、利用者情報の保護などに関して具体的にどのようにガイドラインに記載をしていくか検討していきたいと考えております。

続いて、法定された目的の3つ目、青少年保護についてです。まず基本的な考え方といたしまして、青少年がスマホの利用を通じてトラブルや問題に巻き込まれることを防ぐことを意味していると整理した上で、具体的には、例えば代替課金システムの利用ですとか、また代替アプリストアの利用に関してペアレンタルコントロールの対象にして、保護者の同意に基づいて、その利用を制限をするといったことですか、さらには有害なコンテンツを配布する代替アプリストアに対する対応を求めていくといった具体的な対応について、青少年保護という目的でカバーをしていくことを想定しているところです。

また、不適切なコンテンツに関しましては、これも前回の検討会で多くの委員の方から御指摘がありましたが、暴力を助長するようなものですか、それからポルノ、こうしたものを含めて、これは基本的には個別ソフトウェアのアプリの審査を通じてこうした観点から不適切なコンテンツの提供を防いでいくということかと考えておりますので、この法律との関係では、第6条の問題と整理をいたしまして、今後次回以降、また第6条について御議論いただく際に考え方を整理していきたいと考えております。

以上が、法定された3つの目的であります。これらの目的では明確にはカバーできないものを政令で追加的に規定をしていくということで、まず1つ目ですが、スマートフォンの端末としての安全性の確保について御説明します。

こちらは例えばバッテリーに過大な負荷が掛かってしまうことや、それから半導体に過大な負荷が掛かることなどによって、ハードウェアの故障ですとか、またスマホの機能が停止する

といったことを防いでいくための対応について、この端末としての安全性の確保というところでカバーをしていくことができるのではないかと考えております。

他方でソフトウェアに対して負荷を掛けて問題が生じるということに関しましては、先ほども少し御説明しましたように、サイバーセキュリティの確保のところでカバーをしていくことが可能かと考えております。

次に、法令に違反する行為の防止に関してですが、まず基本的な考え方といたしまして、法令に関しては現行の我が国の法令を広く含むと整理をした上で、具体的にはウェブ決済においてクレカ情報が盗まれるといった問題ですとか、また、利用者を欺くような広告の表示や契約の方法、こうした問題も含めて、具体的な問題について対応していくことを想定して、整理を行っております。

加えて、前回の検討会でも御指摘のあったダークパターンです。こちらは現行法令に違反するものから違反しないものまであり得るということでしたけれども、特に違反しないところに関しまして、ダークパターンを使ったアプリの制限をしていくというところは、先ほどの不適切なコンテンツと同様に、基本的には新法との関係では第6条の問題と整理をいたしまして、こちらも今後第6条に関して基本的な考え方を整理をしていきたいと考えております。

更にもう1点、法令違反行為の防止のための措置に関しては、その違反行為の重大さですとか顕在化するリスクの大きさなどに応じて、防止のための措置の程度を考慮するということが適当ではないかと考えておまして、こうしたこともガイドラインの方で明確化を図っていきたいと考えております。

以上が、法定されている3つの目的と政令で追加する2つの目的で具体的にどのようなところをカバーしていくかということを改めて整理したものです。

さらに、10ページ以降において、具体例を幾つかまとめましたので、そちらも併せて説明をさせていただければと思います。

まず、個別の禁止行為にこれらの正当化事由を当てはめていく際の基本的な考え方ですが、法律上、サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときと規定をしておりますので、まず1つ目の視点といたしまして、こうした正当な目的のために行われたことが客観的に評価できるかという点。それから2つ目といたしまして、取られた行為以外のより競争制限的でない行為によっては、目的を達成することが困難であると言えるかどうか。こうした視点から個別具体的な当て

はめを行って評価をしていくことを考えております。

11ページ以下では、前回の検討会でも御議論いただきました第7条、第8条の禁止行為に関して、それぞれ正当化事由が認められるケース、認められないケースについて幾つか具体例を交えながら整理をしております。

幾つか御紹介いたしますと、例えば第7条第1号の代替アプリストアの提供の制限に関する規定に関しましては、正当化事由が認められるものとして、代替的なアプリストアに対してセキュリティなどの観点から必要な基準を設けて審査を行い、その基準を満たしていない場合には利用を禁止する、こうしたことに関しては正当化事由が認められるという整理が可能かと考えております。

一方で、正当化事由が認められないものについて、例えば12ページの1つ目に書いていますように、いずれの代替アプリストアに対しても一律にOSの最新バージョンに準拠しておらず、セキュリティの確保などの観点から安全ではない旨の警告表示を行うことに関しては、最新のバージョンに準拠をしているということについて、確認できなかったものに限って、このような警告表示を行えば、この目的は達成できると考えておりますので、これは少し行き過ぎた対応ではないかということで、正当化事由が認められないものという整理をしております。

13ページ及び14ページが、第7条第2号のOSの機能の提供の制限に関するものになります。こちら先ほどの代替アプリストアと同様に、例えば1つ目にございますように、正当化事由が認められるものとしたしまして、OSの機能をアプリ事業者が利用しようとする場合に、セキュリティなどの観点から設けた必要な基準に照らした審査を行い、基準を満たしていない場合にOS機能の利用を制限すること、こうしたことについては、正当化事由が認められるという整理をしております。

続いて、15ページを御覧ください。15ページ及び16ページには、第8条第1号の代替的な課金システムの利用制限に関して正当化事由の考え方をまとめております。こちら1つだけ御紹介いたしますと、1つ目にありますように、クレカ情報などの決済情報に係る適正な取扱いを行っていると思われる代替的な支払管理役務の利用だけを認めていくと、こうした安全なものに限定するための条件を設定するといったことに関しては、正当化事由が認められるものという整理をしております。

次に、17ページ及び18ページでは、第8条第2号、いわゆるリンクアウトなどに関する規制についての考え方をまとめております。こちらについては17ページの1つ目ではありますが、正

当化事由が認められるものとして、リンク先のウェブサイトに関して、本物のウェブサイトに似せることでユーザーを欺くようなウェブサイトに遷移するリスクがあると、こうした注意喚起を行う旨のポップアップ表示をすることに関しては、遷移した後に生じるリスクを指定事業者の方で全てコントロールすることができないとすると、合理的な対応であるということが言えるかと思ひまして、正当化事由が認められるものという整理をしております。

最後に、19ページ及び20ページですが、第8条第3号のブラウザエンジンに関する規制については、こちらも正当化事由が認められるものとしたしまして、19ページの1つ目に書いてありますように、ブラウザエンジンの利用に関して、サードパーティーのブラウザエンジンを採用しようとするアプリ事業者に関しては、事前に審査を行ってセキュリティなどの観点から問題のない場合に限ってサードパーティーのブラウザエンジンの採用を認めていくと、こうした運用をすることに関しては正当化事由が認められるという整理をしているところです。

正当化事由に関しては、以上のように具体例も交えながら考え方を整理しております、特に引き続き、後半の方の各禁止行為に当てはめた場合の具体例に関しましては、今日の資料の記載内容の更なるブラッシュアップが必要だと思っておりますし、また、正当化事由が認められるもの、認められないものも含めて、更に具体例を充実していくことができると考えております。

事務局からの説明は以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に本日御欠席されている榊田佳江委員から正当化事由の論点について意見書が提出されておりますので、事務局に代読していただきます。

○稲葉室長 それでは、代読いたします。

学校現場の立場から一言共有させていただきたいと思ひます。

正当化事由の検討に当たり、セキュリティ、プライバシー、青少年保護について配慮する点、特に青少年保護については可能な限り細かく具体例を挙げるなどしていただきたいです。

安全性を確保するために、現アプリストアレベルの審査がサードパーティーのアプリストアでも保障されるようお願いしたいです。どこまでできるのかは懸念がありますが。

ストア内で安全と審査されることを前提として、デベロッパーが有利に競争できる体制は重要と考えます。審査を行って問題がなければ門戸を広げる、当然そうあるべきです。

しかし、この審査が緩かった場合、影響は大きいと思ひます。特に青少年が大きな被害を被

ってからでは遅いと考えます。

一昔前は、アプリの開発業者や企業について、信頼あるなしをある程度判断できました。今の時代はスキルを持った個人がどんどんチャレンジできる状況となっています。とても良いことであると考えますが、その反面、信頼性の観点からは心配なことも多々あります。

いろいろな方面の専門の方や該当する業者さんからの意見や助言を頂きながら、デベロッパーにとって今よりもチャンスが広がる法律、かつ、青少年を含むエンドユーザーが安心して利用できるユーザー目線も大切にする法律になると良いと思っております。

なお、機種やOSが変わっても、データやアプリが円滑に移行できる措置はこれからも大切なことであると思っております。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き委員の皆様から先ほどの事務局の説明について、御意見、御質問を伺っていくことができればと思っておりますが、論点が多岐にわたっているので、またカテゴリーごとに分けてお願いしていきたくと思っております。

今、榊田佳江委員からの御意見を頂きましたので、まずは正当化事由について、セキュリティ、プライバシー、情報保護、青少年保護、そしてセーフティ、こうした論点について榊田委員の御発言をもう少し深めていくような観点で御意見を伺えればと思っております。

その後、競争政策の観点から正当化事由をどう考えるか、テクノロジーやデベロッパーの観点から正当化事由をどう考えるかという3つぐらいのカテゴリーで進めていくことができればと思っております。

石井先生、どうぞお願いします。

○石井委員 ありがとうございます。

事務局の御説明、非常に分かりやすく御整理いただいていると思えました。細かい書きぶりの中で御修正いただきたい点については、また改めてお伝えしたいと思っておりますが、全体的には当初こちらが抱いていた懸念にはかなり御対応いただけているかと思っております。

その上で、更に御意見を申し上げたい点がありますので、これからお話をさせていただきます。

まず、前提としてOSのパフォーマンスが低下するような事態がないように事例を更にブラッシュアップしていただきたいというお願いです。意見としては大きく4つほどあります。

まず1点目です。皆様御承知のところかと思いますが、1点目は公序良俗についてです。EUでiPhone初のポルノアプリが出てしまったというニュースを拝見しましたので、公序良俗という観点を正当化事由の中で位置づけることはできないだろうかと考えております。児童については児童ポルノの問題がありますので、法令違反行為に該当するという整理できるかと思いますが、ポルノコンテンツがiPhoneから配信されるとなると、特にAppleが形成されてきたブランド価値が毀損されるということにもなるでしょうし、成人に関しても必ずしもあらゆるポルノコンテンツが提供されていいというわけでもないと思いますので、成人対象のものであっても一定の措置が公序良俗の観点からも制限が必要になってくる場面はあるだろうと思います。同時に暴力的なコンテンツ、ヘイトスピーチについても同じように考えることができるのではないかと考えています。

ほかの法令を見てみますと、デジタルプラットフォーム取引透明化法の施行規則の中で、今、特定デジタルプラットフォーム提供者の開示義務の例外として、サイバーセキュリティが挙げられている規定がありますが、その中にサイバーセキュリティを確保するため、又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為、若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するためという例外規定が設けられているところで、ほかの法令にもこのような規定があるということも考慮した上で、公序良俗の観点を正当化事由の中で御検討いただくのがいいのではないかと考えています。

先ほど6条の問題で整理できるという御説明もあったかと思いますが、新聞報道を拝見していると、やはり個別のアプリだけではなくてアプリストアからそのようなものが出てしまったということが問題視されていると受け止めておりますので、第7条の問題としても扱っていただく必要があるのではないかと考えています。これが1点目です。

2点目は、サイバーセキュリティについてです。サイバーセキュリティの観点、要人の情報がという御説明があったところですが、観点としてはもう少し広い見方をしておく必要があるだろうと思います。ユーザーの端末からの要人の情報が漏えいするだけでなく、当該国の法制度で情報がその国に集められていることが許容されている場合に、経済安全保障のリスクが生じるだろうと。そこは経済安全保障の個別の法令が適用されることで、スマホ新法においても対応できるという整理にはなりますが、経済安全保障が端末保存のデータの漏えいだけというように読めないように、少し広めに取っていただきたいというのが2点目のお願いになります。

それから3点目です。これはシンプルなコメントですが、総務省の取組を取り入れていただ

き感謝申し上げます。総務省の方でもSPSIがアップデートされていくかと思しますので、それに合わせてこちらのガイドラインもアップデートしていただければと思います。

次です、4点目になりますが、スライドの10ページ目になるかと思えます。正当化事由の整理、考え方について整理していただいているところで、枠の①と②、①が目的の正当性、②が手段のところ考え方を整理いただいている部分についてです。②の文言上、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときというような書き方になっていまして、その解釈が以前から気になっていたところでありました。この文言自体は例えば憲法でLRAの基準に似た形の書き方にはなっているわけですが、必ずしもLRAと同一のものとは捉えられないように、慎重に解釈する必要があると考えています。

理由としては、まず①の目的の部分で正当化事由に入り得る項目が、現時点でたくさん出てきているということですので、それだけ正当化事由を適切に整理することが必要であると考えます。

これらの目的が損なわれないように②を解釈する必要があるということは意見として述べておきたいと思いました。文言上、困難であるときとなっていますので、LRAのようにほかの手段が存在しないことまでは要求していないというように読めますし、また、LRA自体は表現行為のとき、ところ、方法の規定等の違憲審査基準ですので、こちらの正当化事由の議論とは文脈が異なるということへの配慮も必要かと思えます。

資料については、事務局の御提案されている具体例を拝見すると、審査を行わずに一律に禁止するような行為は手段の観点から容認されない例に当たるということで御整理いただいていますので、十分配慮いただいているものと考えております。願いとしては、これ以上厳格にならないようにしていただきたいという意見です。

また、事前に御説明いただいたところで確認させていただいたところですが、正当化事由の中で指定事業者が審査を行うと。結果的に利用を全て禁止することになったとしても、それは正当化事由ありと解釈されるという御説明だったかと思しますので、そうした点についてもガイドラインで明確化していただけると、より予見可能性は高まると考えました。その点についても御追記いただくようお願い申し上げます。

私からは以上になります。

○依田座長 石井委員、どうもありがとうございました。

4点御指摘いただきまして、コンセプトに関わる1つの提案として、公序良俗の問題があっ

て、それが第1点目。残りの3点は今まで議論したことに関するディテールの議論でした。公序良俗という問題は新しく出てきて、それは最近ニュースになった事案でもあって、丁寧に議論したいところですので、今、石井委員から問題提起された公序良俗に関わる問題について、同じような問題意識で御意見があれば、先にそちらについて一通り意見を伺って、事務局から御回答いただき、あとの論点はまた別にまとめて回答していただきたいと思います。最初の石井委員の第1点目について似たような、あるいは異なるような御意見があったら是非と思っております。

上沼委員、どうぞお願いいたします。

○上沼委員 公序良俗と言うかどうかはともかくとして、私もその点は少し気になっております。例えば、ヘイトスピーチ等の中傷的・差別的コンテンツみたいなものは、多分今までの違法有害情報の分類でいうと、公序良俗に反する情報と分類されていたところだと思います。ここで問題なのは、ストレートに違法と言えないけれども、世の中に出回らない方がいいというところにして、そういう意味では制限をするということが反競争的だということにはならない部分だと思います。なので、そこをどのように取り込めるのかは考慮が必要だと思います。

それが6条の問題だとすると、第6条は制限に関する部分がそこまでがちがちしていない—という言い方をしているのかどうか分かりませんが—指定事業者が行える部分がそこまで限定されていないように読めます。ただ、私の読み方が悪いのかもしれませんが、「アプリストアに関し」と書いてあることから、6条は、自ら運営するアプリストアで配布される個別アプリに関するもので、代替アプリストアで配布されるものについて一定の制限を掛けることは7条の問題なのかと理解していました。そういう意味で、第7条のところでは一生懸命ユーザー目線で行ってもらいたい部分を行うことが許されるような文言を確保しておく必要があると思っておりました。ですので、第6条代替アプリストアから配布される個別アプリを公証することは第6条の問題であって、第7条の問題でないということがある程度明らかになれば、実際に出回るアプリについては望ましくないものが出回ることは止められるかと思っています。

その関係で、8ページのところで、法令に違反するという言い方になってますが、ここを違反ではなくて例えば法令遵守を維持するため、または、確保するための措置などとして裏から言う言い方にするのはどうかと思っています。なぜなら、例えば余り日本の法制度だと努力義務の規定はそんなに入っていないんですが、努力義務に違反することが法令に違反することと言われると結構微妙ですが、努力義務が入っているときに、努力義務を推進するための措置とい

うのは入れてもいいのではないかと思います。そうすると、「違反する」ではなくて「遵守を確保するための措置」という、後ろから押すような言い方にするのはありかと思っていたところでは。

○依田座長 引き続き、競争政策、競争法の先生も含めて、今の石井委員が提起された第1点目について御意見があればと思っております。どうぞ伊永委員。

○伊永委員 ありがとうございます。

今の御提起、非常に示唆的だったと思います。第7条ただし書と、それから第6条の条文で言う「不当に」と書かれているところの解釈とで、どちらが広いのか、どのような関係にあるのかという問題だと思います。上沼先生が言われたように、もし競争への悪影響がもともと少ないものだということであれば、これは第6条の「不当に」にも引っ掛からないということになるのではないかと思います。不当に差別的な取扱いというのは一例ですので、「その他の不公正な取扱いをしてはならない」という文言の「不公正」の解釈にも還元されますが、いずれにしても、競争への悪影響がないようなものについては、不公正とはならないという解釈になるかと思います。

一方で、第7条の方に競争への悪影響が読み込める文言があるのかということ、相当性のところで「他の行為によってその目的を達成することが困難であるとき」のところで読める余地があるかどうかという解釈かと思えますけれども、やはり目的として定めておかないと読みにくいということであれば、目的の中に何らかの仕掛けを入れていかないといけないのかもしれないと思いました。

第6条の不当性であるとか不公正さと、それから第7条ただし書との関係については、まだ未整理だったと思いますので、その辺りの整理をしていくことが行為の振り分け、第6条であるのか第7条であるのかに影響するという御指摘かと思いました。

○依田座長 関連論点について、もし御意見がございましたら、ほかの先生方いかがですか。滝澤委員、お願いします。

○滝澤委員 ありがとうございます。

上沼委員のおっしゃったことに私も賛同いたします。ヘイトスピーチ等の問題、前回から出ているダークパターンの問題といったものは、現状では日本で法令違反とまでは言い難いけれども、ある程度のコンセンサスとして、これは対応しても問題ない、というより、対応すべきという方向で考えられているように思います。現在の法令に違反する行為の防止と、スマート

フォンの端末としての安全性の確保だけを政令として定めてしまいますと、この辺が落ちてしまう可能性がある、それは問題ではないか、と私もずっと思っているところです。それをどのような文言で入れるかというのは、上沼先生の案も一案だと思いますし、石井先生がおっしゃった公序良俗というのもちよっと漠然としている気がしますが一案だと思いますし、また、この資料にはユーザーの安全性の確保というのがそもそも書かれていて、この点はある程度のコンセンサスとして認めていいのではないかとということで記載があるのだと思いますから、その辺りをうまく取り込めるような表現を工夫できればよいように思います。

工夫の仕方としては、法令に違反する行為の防止という表現の方を工夫するというのが1つあると思いますけれども、もう1つは、端末の安全性に限らず、一般消費者の利益を確保するとか、ユーザーの安全性を確保するといったもう少し包括的な表現にする可能性もあると思います。前回の議論で単なるユーザー利便性では広すぎるということではありましたが、一般的に独禁法でも認められている内容を本法の場合に即して少し絞って表現する、というのはありうると思いました。この場合はバスケット条項に近くなってしまいかもしれませんが、他方で本法の場合にはある程度正当化事由を絞って考えていくという要請がありますので、指定事業者がこの点について立証できて公正取引委員会が個別に認めた場合に限るというような、指定事業者が立証できるようにする、させるようにするような枠組みを考えてもいいのではないかと思います。

実際にも、ダークパターン等の問題もそうですが、現在進行形ですごく技術が発展している分野なので、今は想定されないような問題が将来出てくる可能性は高いのではないのでしょうか。それについて全然受け皿がないということを私としては心配に思っています。そのような場合はおそらくそのときに政令で追加すればよいというお考えだと思いますけれども、この法律は差止めなど民事訴訟でも適用できることになっていて、民事で訴訟が起きたときに、政令でそのときに指定されていなければ、それを幾らみんなが規制する方がいいと思っても、画一的に認められないことになってしまうと非常に困ると思いますので、何かそのような形でバスケット条項みたいなものを用意しながら、しかしその内容や必要性は指定事業者側に立証させるのはどうかと思いました。

○依田座長 ありがとうございます。

川濱先生、今まで話を聞いていただきましたが、包括的、総括的な観点で御意見ありますか。

○川濱委員 どうもありがとうございます。

議論はある意味出尽くしたとともに、これは既に今までも議論があったところの内容ではあり、要するに保護のために法令違反行為に至らないけれども、何らかの形で事業者が自主的に対応することが期待できるような領域というのがあるのではないかという、まずそれが第1段階の問題になるだろうと思います。公正取引委員会が今回御提示していただいているのは、それらの問題をまず取り分け。それらはアプリの内容として出てくるものだから、第6条の問題でそのOS上で動くアプリの内容の問題として規制できるという立場かと存じます。これは従来の独禁法の、これは伊永先生の御発言もありましたけれども、私の理解するところでは、これまでの独占禁止法の運用の方針は基本的にこの立場と理解できます。要するにある種の法令上、流通は許されているけれども、一定の倫理的な基準、これ公序良俗という言葉を使うときも、かなり今までここではフランクに使っているけれども、公序良俗性の内容によると言ってしまうと、かなり高い水準になってしまうので、これはある種の倫理水準に関する一定の評価の問題で、公序良俗違反になるとまで言わなくても、なるという場合だったらかなり限定されてしまうので、それに至らないけれども一定の品位を要求するということですかね。

ここで、そのときの一定の倫理基準などを要求するようなものにした上で、それに関して取引拒絶等々で対応するということは従来から認められていたと思います。ただし、その手段の必要性、相当性ないしは排除効果が大きい場合どうするかの問題というのがあります。いずれにせよ、一定の基準に基づいて、特に単独行為ベースで行う場合にはかなり自由に認められていました。支配的な事業者の行為ですから自由ではなくある程度慎重に行うということからこれが公正なものであるということの要請を入っているものと理解しています。しかし、いずれにせよ倫理基準自身を一定の方向に自分で使うこと自身は要請されているから第6条に入れますと。この点で第6条の方が少し一定の基準の内容に合致しないものを排除する、排除的效果を持つ点については、幾分許容範囲が広いという理解になっているのかと理解していました。

第7条の問題に関しては、少なくとも問題になるとしたら、その認めていないアプリがあったときに、その認めていないアプリがどこかで流通してしまったら、その部分で流通させている業者に対しての封じ込めがない限りは、そのアプリを止めた意味がないという形での御議論と理解いたしました。

その場合、それは分からないでもないのですけれども、そのこの整理の仕方を厳密に公序良俗や法令違反、こういうものの類似行為を許容するという防止という形で整理するのか、それとも別の整理の仕方があるのかどうかの問題になってきます。今の滝澤先生の御説明は、このよ

うなものの行為、流通自身は利用者利益の保護を害する場合というのが取り分けアプリ業者が行った一定の対応、要するにそれに対する防止の要請などを聞かずに、例えば拡散するような方向に動いたり、あるいは思ってもみないようなタイプの、ダークパターン以外にも新たに消費者を害するような態様のものが出てきたときに、その封じ込めにかなり他のアプリストアの協力も必要な場合に、それを強く要請する、ないしは強制するような措置、ないしはそれを守らない者に対してはシャットアウトするような措置というのも利用できる場合があるのではないかという、その御指摘だったと思います。私もその方式も1つの方向性としてあるのではないかと思います。利用者保護の必要性から公正取引委員会に対して事前に、これは恐らく事前に公正取引委員会に対して説明することを前提に、ないしはそういった形でキャッチオールクローズを作っておくことも考えられるのかもしれませんが。他方、何でもキャッチオールクローズに入ってしまうとすると、手段として間接的な7条のケースはかなり限定的になりそうで、あくまで6条の反射として特定のタイプのストアがダメージを受けても7条の「妨げる」ではないという今回の整理はバランスがとれているように思います。

つまり、倫理とか品位基準の中において、コンテンツのそのような品位基準の問題というのを7条のかなり厳格なところいきなり落とし込んでしまうと、それは先ほどの一部の御見解ではかなり甘い基準で、かなり広範に裁量を与えるという形になってしまうと、この法律の目的をかなり大幅に損なう危険性もあるので、その点に関してはやはりある程度慎重な扱いが必要だけれども、今の公正取引委員会の整理というのは、そのような問題は少なくとも第6条の問題ではクリアできるという理解なのかという形で承知したから、その点では、皆さんが言っている御懸念にはかなり対応できているのではないかと。

以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

では、石井先生が御指摘された第1点の論点について一通り御意見を伺ったところでありますので、1回ここで事務局の方から今日できる範囲の御回答と、まだ何か逆に事務局の方からお聞きした方がいいところがありましたら、是非よろしく願いいたします。

○稲葉室長 ありがとうございます。

多くの御指摘を頂きましたが、まずここで多分先生方の御懸念のものというのは、ポルノですとか、それから暴力を助長するようなもの、ヘイトスピーチなど、こうしたコンテンツを含むアプリが提供されないようにしていくことが重要ではないかと、そのような問題意識だと理

解をいたしました。

その上で、そうした個別アプリに対する制限行為に関しては、この法律では第6条で規定をしております。一方、第7条はアプリストアに対する制限ですとか、それからOSの機能の提供に関する制限ということになっております。この個別のアプリに対する制限の第6条との関係では、今、多くの先生方からも御指摘を頂きましたように、不適切なコンテンツが含まれていないかといった観点から審査の項目を設けて、アプリの審査をしていくこと、これはアプリストアを通じた審査だけではなくて、代替アプリストアから提供されるアプリも含めてということになりますが、これに関しては、直ちに新法の第6条に違反するものではないという整理が可能なのではないかと考えております。

したがって、今日頂いた御意見を踏まえて、次回以降、第6条の議論をしていただく際に、この辺りもしっかりともう少し詳細な考え方を整理して、改めて事務局の方からも御提示させていただければと考えております。

○依田座長 ありがとうございます。

では、今までお出しいただいた論点については、是非それをもう一度持ち帰っていただいて、第6条の議論も含めてまた今後、議論させていただければと思います。

また、石井委員から頂戴したほかの2、3、4の論点に関連する議論でも関連しない議論でも結構なので、仲上委員、どうぞよろしくお願いたします。

○仲上委員 日本スマートフォンセキュリティ協会、仲上でございます。

今まで御議論いただいて、事務局の方に正当化事由の各目的と相互の関係性についておまとめいただいていると思うのですが、サイバーセキュリティの観点から見て、アプリケーションを利用者に提供していくという観点においては、セキュリティの観点ではおおむねカバーはできているのかと考えております。

より議論を深めていきながら、どのくらいのレベル感まで許可していくのかということについては個別の内容に踏み込んだ議論が必要かと考えている次第でございます。

やはり今回、この法令においてOS提供事業者がセキュリティを保つという役割はしっかり果たされるようにという観点での正当化事由の取決めになるのかと思いますので、このようなところについては各事業者を含めて、どのようなことが実際に可能なのかということ踏まえて決めていかないと、ただ決めていただけになってしまうので、そのようなところも踏まえて今後も議論ができればと考えております。

以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

続きまして、増田委員、お願いいたします。

○増田委員 全消協、増田でございます。

私の方からは3点お伝えしたいと思っております。

まず、サイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護のための正当化事由のガイドラインの具体例についてです。これはいずれもなくてはならないものですので賛成いたします。サイバーセキュリティの確保に関しては、特にスマートフォンに保存されたデータの漏えいと滅失又は毀損、これらは利用する事業者や個人にとって取り返しのつかない事態となる可能性があります。

また、スマートフォンの利用者の情報の取得に当たって、その利用者からの同意を得ることは必須のことです。特にお勧め広告やターゲティング広告、これは消費者問題として既に課題となっておりまして、個人情報保護法の改正の論点にもなっています。利用者は代替アプリストアを利用したければ、同意がなくても情報を取得されるとしても仕方なく利用することが多くありますし、また、同意取得の必要性を理解していない場合も想定されます。マイクについても余り注意せず利用したり、それが音声データとして利用されるということの理解がないこともあります。その結果、理由が分からないままに、急に様々な広告配信やお勧め情報が表示されて、不安に思ったり迷惑を感じるということがあって、消費生活相談にも相談として寄せられています。

また、外国にある第三者等への情報提供に関して、提供する第三者の所在国の名称のプライバシーポリシーへの記載も当然必要です。スマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブを参考に、サイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に関わる情報の保護などの具体的な目的のための例とするなど、ガイドラインに記載していく方向性に賛成します。

2点目ですが、スマートフォンの利用に係る青少年保護のための具体策について、これも賛成いたします。不適切なコンテンツへの対応として、Appleがガイドラインで示している審査項目によるアプリストアの審査は、青少年保護を目的としたものとして考えられます。これは第6条の問題かもしれませんが、日本の公証で審査項目として是非含めていただきたいと考えています。

最後に、法令に違反する行為の防止を政令で定めた上でガイドラインで示す例についてです。この部分については、現在SNSの広告を見て、そこに記載のURLをクリックした先で化粧品や健康食品の契約に至り、SNS広告と契約時の提供条件が異なってしまうことでトラブルになっているケースが増大していることは、皆様御存じのことと思います。

これと同様に、アプリ内で販売をしていないにもかかわらず、販売する関連ウェブページを紹介する場合、商品・サービスの価格などの提供条件の広告表示はアプリ内で表示させないことがトラブル防止になると考えています。表示を認めるのであれば、関連ウェブページにおける条件と異なることがないようにすべきです。また、複数の関連ウェブページを紹介するケースも想定されますけれども、消費者の混乱のないようにする必要があります。提供条件の表示を認めるものであれば、やはりアプリ内のそれぞれの提供条件の表示と関連ウェブページの表示を一致させて、それが明確になっている必要があります。関連ウェブページ上でいろいろな条件をクリアすることで安い価格にしたり、あるいは条件を加えて高くするなど、アプリ内の提供条件と異なる可能性もあるのではないかと思います。そのようなことがないようにすべきです。

アプリストアの審査における条件にするのか、6条の問題なのか、景表法の問題なのかという判断のところがああるかと思いますが、意見としてお伝えします。

最後になりますけれども、特商法の通信販売の規定に反するものも含めて、ダークパターンについての具体的事例を入れていただく必要があると思います。ダークパターンの例は、日々変化しますが、多くのトラブルを発生させて、誰もがダークパターンと判断できるものから、判断に迷うものまで段階があります。できる限りの具体例をガイドラインに示していただきたいと考えています。少なくとも明らかにユーザーを欺くような事案、詐欺などですね、それを防ぐことは必要ではないでしょうか。ユーザーがどの事業者が提供した、どの決済サービスを選択したかということについても重要です。明確に分かるようにするべきです。そのため指定事業者ではないアプリ提供事業者が提供する決済サービスであることをポップアップで表示させるなどのケースは許容されるべきだと考えております。何か問題が発生した場合に、決済サービス事業者がどこなのか分からないという現実がございますので、是非御検討いただきたいと考えています。

以上となります。

○依田座長 ありがとうございます。

ここまでのところで事務局からリプライをお願いいたします。

○稲葉室長 ありがとうございます。

まず、最後に増田委員から、それから関連して石井委員からもありましたが、ガイドラインにおける事例の更なる充実化を図っていくことによって、正当化事由の運用についての明確化を図っていく必要があるという点、特にその際に、総務省さんのSPSIも参考にしながら、また今後アップデートされるということも踏まえながらと、そのような御指摘がございました。これに関して、前回の検討会でも総務省さんの方から御説明いただきましたように、SPSIの方も今後、青少年保護の観点も含めてアップデートされていくということですので、こうした点も踏まえながら、引き続き総務省を含む関係省庁とも連携をして具体的にガイドラインにどのように落とし込んでいくのかという検討を進めていきたいと考えております。

それから、仲上委員から、おおむねこれで正当化事由としてはカバーをできているのではないかとということとともに、今後各事業者の方でどのような取組がなされていくべきかという御指摘がありましたけれども、こちらについてもこの法律の正当化事由の範囲内でできること、できないことというのは当然ありますので、この枠組みを越えた部分に関してセキュリティやプライバシーなどを確保していく観点から、どのような取組ができるのか、これは引き続き関係省庁、それから関係事業者、団体も含めてよく連携をさせていただきながら施行に向けて必要な対応を取っていくことができると考えているところです。

それからもう1点だけ、冒頭、石井委員から安全保障の観点について、もっと広くカバーできるようにした方がいいのではないかと御指摘がございました。こちらに関しては、現状のアプリストアの審査基準などを見ますと、特段こうした観点からの審査は行われていないということで、私企業が安全保障の観点から何らかの判断をしていくことはなかなか考えにくいということと、そうした対応が必要であれば、本来であればこのスマホ新法の枠組みの外で必要な対応が講じられていくべきものであると基本的には考えておりました。ただ、他方で昨今の情勢に鑑みて、政府内でも経済安全保障などの観点から様々な取組が進められている中で、今後例えば法令に基づくものも含めまして、政府からの要請などに基づいてプラットフォーム事業者の方で、こうした観点からの対応が取られるということが想定をされ得るということであれば、我々としてもそうした問題について、このガイドラインでどのように整理をしていくことができるのかということに関して、これも関係省庁としっかりと連携をしながら検討していくことができると考えております。

以上になります。

○依田座長 ここまで議論させていただきましたが、石井委員、何か追加で発言することはございますか。

○石井委員 ありがとうございます。

先生方から様々なコメントをいただきまして、事務局からもリプライいただきまして、よく分かりました。

○依田座長 一旦ここまでよろしいですか。

私の方から、関連する論点について上沼委員に御意見を伺いたいことがあります。青少年保護に関しては、先ほど榊田佳江委員からも言及があり、ペアレンタルコントロールや未成年者に対する厳格な法基準が話題に上りました。しかし、私が気になっているのは、「青少年」をどこまでの範囲で考えるかという点です。一般的に、青少年条例では18歳、未成年という括りでは19歳や20歳が対象となりますが、そうすると大学生の高学年はその枠から漏れてしまいます。また、現在、青年層のポルノやギャンブル依存の問題が大きな関心を集めていますが、青少年保護という広い視点と、今回具体的に議論されている論点がうまく整合しているのか疑問に思います。法律的に見て、議論から抜け落ちている点はあるでしょうか。また、これまでの議論で触れられていない層は存在しますか。ペアレンタルコントロールだけで十分に対応できるのでしょうか。

○上沼委員 日本の法律で言うと、基本的に未成年保護の話はペアレンタルコントロール、もっと正確に言うと、フィルタリングという受信の制限という形でしか法制度上明確にされていません。つまり、アプリ提供者、アプリストアなどの事業者の義務はほぼ規定されていない状況なので、Appleが今まで青少年保護のために行ってきた取組をなるべく維持してもらいたいというニーズがあります。なので、青少年保護の立場からはどこまでAppleが今やっていることをそのまま正当化事由の中に入れてもらえるかということが重要だと思っています。

○依田座長 このところだけ、どのような見通しか、もし御回答があったら事務局からお願いします。

○稲葉室長 まず、青少年保護に関しては、基本的に今回の資料で整理をさせていただいているところでして、これは事前に関係者、それから有識者会議の委員の方々とも様々な意見交換をさせていただいた中では、これで青少年保護の問題についてはおおむねうまくカバーしているのではないかというような感触を頂いていると私の方では理解をしております。

これに加えて、特に先ほども議論がありました、個別のコンテンツの問題、これはアプリの問題ですね、それに関しては6条の方で整理をしていくということを考えていますが、先ほど申し上げたような不適切なコンテンツの流通を防ぐという観点から、審査項目を設けて個別のアプリの審査をしていくということ自体に関しては直ちに6条には違反しないといった整理について、先生方からも独禁法との関係でも様々な御指摘を頂いたところでありますけれども、基本的にはそのような直ちに違反にならないという整理が可能かと思っておりますので、そうしたことも含めて対応していくことによって、あとは事業者の方でどこまで対応されていくかということかもしれませんけれども、基本的には青少年保護の観点については、しっかりカバーできているのではないかと考えております。

○依田座長　どうぞ、上沼委員。

○上沼委員　これまでの御説明で大体おおむねカバーされているとは思っていますので、細かいことを申し上げさせていただきます。レーティングを義務づけることは絶対必要だと思いますが、不適切な場合の是正を求めることを是非入れていただきたいということと、あと、コンテンツに係る適切な年齢制限や機能制限について説明いただきましたが、今問題になっているのは、コンテンツだけではなくて機能そのものもあります。例えば、闇バイトで使われている匿名通信アプリなどのレーティングを上げていただきたいと個人的には思っておりますが（一部の匿名通信アプリのレーティングは高いのですが、そうでないものもありますので）、そのような意味で、ここを「提供されるコンテンツや機能に係る適切な年齢制限」と表現していただくと、その辺りのところまでカバーできるのではないかと考えております。

○依田座長　ありがとうございます。

追加でもう少し議論したいところがありましたら御意見伺いたいと思います。

どうぞ、伊永委員、お願いします。

○伊永委員　ありがとうございます。

大上段の話を含めて、ここで言っておきたいことがあります。

まず、7条は、ただし書に到達するまでに、制限行為、妨げる行為が存在する場合であることが前提となっています。そのため、ただし書に該当しない場合は課徴金の対象にもなりませんので、一定程度厳格に定める必要があるだろうという点を確認させてください。それから、内閣官房での議論がそうだったと思うのですが、AppleやGoogleと同じ水準までセキュリティやプライバシーの水準を上げないと参入ができないということだと、およそ参入が見込めなくな

ってきますので、そうではなくて一定水準を超えて、安全だと言えるようなレベルに達したもののについては、AppleやGoogleの水準にまで到達しなかったとしても、ただし書には該当しないという形で参入をさせるということを前提にしていたと思います。

その意味で、目的に合致する場合であったとしても、「必要な行為」という必要性の要件と、それから相当性の要件でかなり絞りが掛かっていると思っています。

特に大事なのは、本当にその目的を達成するために必要な範囲、対象、フロー、それから期間になっているのかという点であり、この点を客観的合理性をもって絞り込んでいくということが、まずは大事になってくると考えています。

その上で、相当性の要件は言わば競争への悪影響との比例性を見るわけですが、より制限的な行為であれば、それに対応するだけの正当性がなければいけないということになると思います。この点で、これまで議論になっている青少年保護に関しては、そもそも年齢で対象を絞っていますので、更に12歳以下と18歳以下ではまた違うかもしれませんが、そこは多段階に絞っていいと思うのですけれども、絞り込みに対応して競争制限への影響というのは余り無いということになりますので、厳しい制限を付けたとしても正当化されるという整理ができるのではないかと思います。この点で、サイバーセキュリティやプライバシーといった全世代に適用されるものとは異なり、水準の高い保護が可能になると思いますので、青少年保護についてはかなり高め水準を切っていただくということが法令上も可能ではないかと考えています。

以上です。

○依田座長 最初のプライバシー、セキュリティ、青少年保護、セーフティの議論が終わったら、今正に伊永委員から御指摘いただいた競争政策上の方に対して逆に正当化事由が比例を超えた形でのハレーションを起こさないかという論点に進みたいと思っているので、またその議論をしていきたいのですが、プライバシー、セキュリティ関係の御意見は大体一通り出ましたかね。

山田先生から御発言があるようですので、どうぞ。

○山田委員 6条のところとの関係で、先ほど滝澤先生が民事訴訟ということをおっしゃったので、思ったのですが、結局今、欧州のアプローチというのは全部ばっと市場を開放して、その結果やはり様々なことが出てきているという状況で、多分プライベートプラクティスの人の中では話が回っているけれども、欧州委員会もまだ知らないような話というのが、DMAが

始まってから様々出てきているわけです。特に、リジェクトされた第三者がどう動くかという点。結局その部分、日本はできればやはり徐々に、法律はどうあれガイドラインはどうあれ、公取側の方針としては、やはり最初からぼんと激しい執行を目指すのではなくて、様子を見ながらというのができるだろうと思っていたのですが、先ほど滝澤先生が民事訴訟とおっしゃったので、本当にそれはおっしゃるとおりで、正にそこが今、欧州で、これからどうなってしまうだろうかという話になっているわけです。結局今欧州は、そこにできるだけ政府は介入しない、私訴の基準をこれから裁判所において構築するという意味で、余りガイドラインとかかかったりした性質のものには一切書かないという方向性になっています。他方で、欧州であえて出していないものを日本は出すというのが今のガイドラインの議論かと思います。

そこで何が違ってくるかということ、断られた第三者の会社、リジェクトされたアプリストアが6条で訴えてくる可能性があると考えています。裁判所に行ったときに、裁判官がどう判断するかということに事実上使われるガイドラインを作っているという先ほど先生からあった発想は、確かにそうだと思います。公取がこの法律を運用する限りではうまく調整されるだろうと思っていましたけど、私訴になった時に節度はなくなる。そのような意味では、まず小さい話からですけど、特に詐欺とか、プライバシーのリークとか、サイバーインシデントとかが起こったときの損害賠償ですよ。今の書き方だと、どう読んでもOSを持っている人が全部防ぐ責任があるみたいなことが書いてあって、新しいアプリストアとかアプリの人は一義的に責任がなくて、OSを持っている人がきちんと見なければいけない。厳しい禁止事項から正当化できる事象を抜くためにリストしたのでですけど、その結果が、皮肉にもそのように使われるリスクがあるように見えると思いました。

なので、細かい話ですが、どこかでアプリストアあるいはアプリのディベロッパーそれ自体がプライバシーのリークやサイバーインシデントをきちんと防止する措置を取ることが一義的には重要だといったことを、言った方がいいのではないかと考えます。

もう1個は、先ほどキャッチオールで秩序を守るみたいなことを入れたらどうかという御発言がありましたが、あえて申し上げれば、シリコンバレーの会社の皆さん、幹部の人たちや若い人たちも含めて話すと、いかに民主主義を守るかみたいなことを皆さんおっしゃることが多い。余り日本だと考えられないことですけど、このようなプラットフォームをやっている会社は、本当に自分たちがものすごく社会のインフラになっているという意識が強くて、例えばワクチンの議論があったとき、誰が何をどういうスクリーニングをやっているのかプラットフォ

ーム側は一切言わないですけれども、会社としての倫理みたいな、民主主義を保つための倫理みたいなスクリーニングをやっているというのは確かです。会社によって誤差はありますけれども、ブランドを守るという以上の例えば選挙妨害みたいな一線を越えたもの、ワクチンもそうだと思うのですけれども、そこが今はガイドラインの中に当然に入っていないのですよね。そこをどうするのか、そのような価値判断に基づくスクリーニングではじかれたアプリストアもあり得るわけです。反民主主義的な議論をやるようなアプリだけ載せるアプリストアだってあり得るわけですよね。そこまでやってはいけないと言えるのかどうか。

これはそもそも競争を促進するための法律なので、そのような、会社として、私企業として、これが会社の倫理観です、こういうアプリは我々の倫理観に外れるので許しませんというようなことまで民事訴訟で訴えられた場合、本当にそれが競争を排除する目的のスクリーニングではないにも拘わらず、そういう理由ではじくのはガイドラインに入っていないから駄目だみたいな状況まで作り出してしまうようなガイドラインでは、良くないと思います。

なので、何か競争を排除しない目的であれば、スクリーニングの理由として受け入れられるといった説明ができるとっかかりになるもの、これがないと、こんなことで民事訴訟で負けてしまうのといった思わぬことがあり得るのではないかというのが、私からのコメントです。

○依田座長 ありがとうございます。

石井委員、どうぞお願いします。

○石井委員 ありがとうございます。

伊永先生に御発言いただいた点について私の方から少し申し上げておきたいと思います。AppleとGoogleのプライバシーやセキュリティのレベルは全く違うと捉えておく必要があるのではないかと考えております。特にAppleは既にヒアリングでも行われているように、閉じた空間の中、オープンにしない中でそのような方針を採ることでプライバシーとセキュリティを高いレベルで確保してきたというのが彼らのこれまでの戦略でしたし、これからもそのようにやっていくのだらうと思います。ですので、AppleやGoogleと同じレベルのおっしゃってしまうと、そこは少し違うのかと思いますので、その点について申し上げたいのが1点目です。

「妨げる」の解釈については、私自身も少し勉強が足りないところがありますので、改めて考えを整理して意見を申し上げようと思いました。

経済安全保障のところで事務局からリプライいただきましたが、申し上げたかったのは、今の書きぶりですと、端末から要人の情報が漏えいした場合だけに読めてしまうような気がいた

します。政府の動きもある分野ですから、余りこれだけに限るような書き方でなくて、国の国際的な動向も踏まえて柔軟に対応できるようにしていただきたいという趣旨です。

以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

この後逆の方向から見たいと思うので、事務局の方で今までの議論について何か付け足すようなコメントがありましたらよろしくお願いします。

○稲葉室長 ありがとうございます。

今、お三方から頂きまして、いずれもこの法律の本来の目的である競争促進というところと、また他方でセキュリティ、プライバシーなどをしっかり確保しながら競争を進めていくというバランスをいかに取っていくかという問題だと理解をしております。これは我々公正取引委員会が正当化事由も含めた新法の運用をどのようにしていくかということもそうですし、また、山田先生からもありましたが、それを民事訴訟の対象になるということも踏まえながら、ガイドラインの中で考え方を可能な限り明確化していくことができるかということだと考えておりますので、この辺りは引き続き本日、先生方から頂いた御意見も踏まえながら具体的なガイドラインの記載ぶりについて検討していきたいと思っております。

○依田座長 ありがとうございました。

7条、8条の正当化事由だけエキサイトして議論してしまうと、本来のこの競争促進法の本旨に当たる部分が逆に抜け落ちてしまいかねないこともあるので、これまでの議論の裏面の競争政策という観点で、この正当化事由とのバランスで逆に懸念があるようなところとかを、正に伊永委員から先ほどそこを御指摘いただいたので、そのような観点で御意見を伺えればと思いますが、いかがですか。

伊永委員、また引き続き何かありましたら。

○伊永委員 先ほどの話に付け加えるとすれば、競争政策の観点からは非差別的な適用でなければ正当化できないという点も視点として大事かと思いましたので、この視点も入れたらどうかと思いました。

もっとも一部では入っているようにも思えます。実際、自社のアプリストアで取り扱っているにもかかわらず、他のアプリストア事業者が取り扱おうとしたときには駄目だと言ったりするようなものは正当化されないなどの形で、自分はいいいけどほかの人は駄目というようなものについては正当化事由に該当しないようになっていたりします。

一方で、17ページの①の事例は、正当化事由が認められると整理される事例として書かれておりますが、例えば警告のポップアップみたいなものを通常のサイトブラウジングではやらないのに、アプリストアからのリンクアウト先でだけ出すという形で、差別的な適用になっている場合は正当化が認められないように思います。いずれの正当化事例においても、非差別的という視点が貫徹されるといいかと思いました。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

競争政策、競争法の観点で、この正当化事由が逆に本法の本旨から見て少し心配な点、不安な点がもしあったら伺いたいのですが、滝澤委員、何かありましたら。

○滝澤委員 ありがとうございます。

私は本法の制定自体がかなり競争促進的な側面があると思いますので、この趣旨に沿って運用すれば競争政策としては促進的な面があるのではないかと考えております。

その上で、やはり正当化事由のところは私はむしろ心配でして、先ほどの繰り返しになりますが、御容赦ください。伊永委員に御指摘いただきましたように、本来であれば6条で正当化事由を広めに認めて、書きぶりとしては7条も8条も正当化事由は限定的になると。そのような条文の作りは私も理解するのですが、現実に考えますと、特に7条につきましても、民事訴訟も見据えると、正当化事由についてももう少し広げることを考えないと認めるべき正当化事由が認められない問題が生じるのではないかというのが先ほどからの私の意見でして、上沼委員から御指摘いただいたように、7条の1号に関しては、ヘイトスピーチのようなコンテンツやダークパターンへの対応というのはやはり考えないといけないだろうと考えます。

それからもう1つ、私が基本的なこと、技術的なことが分からないので教えていただきたいのですが、7条、8条をそのように厳しく見る前提として、指定事業者が7条、8条にすべからず対応できるという事実が必要だと思うのですが、例えば7条2号などで、技術的に対応できないことは本当はないのでしょうか。このままの書きぶりですと、限定的な正当化事由に当てはまらなければ利用を妨げてはいけないということになります。しかし、典型的に現在想定される音声などは大丈夫だと思うのですが、先ほどから私が申し上げておりますように、技術の発展が著しく大きいところで、指定事業者が新しく機能を開発して急にすぐには同じように他の事業者にも利用させることはできないというときに、妨げていると形式的に見られてしまうと、それは問題なのではないかと思いました。このように、そもそも技術的困

難性がきちんと認められる場合は、これを正当化事由というのか分かりませんが、これは認めてあげる必要があります、それをどこかに書かなければいけないのではないかと思います。

以上です。

○依田座長 分かりました。

テクノロジーの観点でどこまで可能か不可能かという論点は、最後に日高委員、仲上委員に御意見を伺うので、先に競争政策の観点の御意見を片付けてしまいますね。

正当化事由と競争促進とのバランス関係で川濱先生、何か御意見ありますか。

○川濱委員 この問題はまず最初に、基本的に通常のケースの比較衡量でないところがあります。つまり、独占禁止法や各国の競争法であれば、悪影響の立証があって、その中でその悪影響との比較衡量で正当化事由がどのような効果をもつかということを見るのだけれども、この法律の場合は、滝澤委員からも御説明があったように、これを作ること自身かなりプロコンペティションで、危険性があるという形でかなり広範に危険な行為を個別具体的な立証を要求せずに比べているところがあります。したがって、これは要するに正当化事由を認めるか認めないかというのは、正当化事由固有の価値に関してかなり重きを置いている形になってはいます。

他方、正当化事由はいずれも不確実性を伴うことから、正当化される目的に照らして、予防原則的に対応すると、何でもセーフに見えてしまうところから、要するに競争との通常行うような比較衡量ではないけれども、事実上絞り込み、早期の相当性による絞り込みが必要だということになります。これは伊永委員がおっしゃった、最初にこれがある種の客観的に特定の目的にとってあるかどうかということを確認する必要があると。これに関しては、事実上説明責任を事業者側が負うことになります。実はLRAは、憲法上の概念であるとともに、これはもともと独禁法でもほぼ同じ時期にアメリカ法でよく用いられるようになった、広範な意味では独禁法でおなじみの概念です。DMAでもLRAは用いられているとは思いますが、LRAに関する情報は指定事業者側の方に偏在しています。そのため、どちらかというと、これは使い勝手が必ずしもいいわけではありません。LRAの判断前の、第1段階では説明責任を負わせる内容がどのようなものかということも重要だとの御指摘は私も同感です。

もう1点、正当な事由があるかないかのところというのを具体的な事件で見ていくときに、伊永委員から御指摘あった、差別的かどうかという問題でございます。これは具体的事実において正当な事由のために行われた、正当な目的のために行われたもの、正当化事由があったた

めに行われたものであるかどうかを判断するのに非常に有益な基準だということは確かだと考えます。これは通常、表立った目的が正しいものであっても、そのとおりに行われるとは限らない場合というのが極めて多いからです。差別的取扱いというのは、真の目的を判断するのに有益だということです。

この点でよく出される話として、合衆国にロバート・ボークという独禁法の大家がございました。彼は極めて保守的な法律家ということで、最高裁判事の指名を史上最大多数で否決されたことでも有名な法律家であり、彼は反トラスト法に関して極めてプロビジネスな立場を取り、比較衡量が大嫌いな人として著名でした。他方、自主規制のための取引拒絶の問題というのがしばしば、正当な目的、とりわけ社会公共の目的を標榜します。だとすると、その場合には難しい比較衡量が関わってきそうです。しかし、ボーク氏に言わせるとこれらはイージーな事例がほとんどだということになります。要するに取引拒絶するときに自分たちの側の方のものと相手方との間において非比例的な対応のことが多く、その事実が正に当該措置が社会公共の目的のために行ったものではないことの大きな証拠になってくるのであり、今まで社会公共の目的の唱えられた事件のほとんどが、典型的には、あからさまなタイプの取引拒絶であるとしているのです。実際、過去の事例の多くはその通りです。つまり、社会公共の目的を判断するときに、差別的であるか否かは事実上有効な経験則という形になってくるのだということです。社会公共の目的があるかないかのときには、結局そうでないという判断するときに必要なのは、そういった具体的事案の下におけるトータルの文脈を判断した上での評価になってくるのだろうなど。

私の方では以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

テクノロジービジネスの観点で、少し今まで議論になっていなかったような気になる点等も踏まえて、日高委員、仲上委員から最後に御発言いただければと思います。日高委員、どうぞお願いします。

○日高委員 先ほどあった技術的に難しいものの正当性というところに関してですけれども、この問題は非常に難しい、判断がそもそも外形的には分かりづらいというものがあります。その背景としましては、Googleのような事業者であればソースコード、設計図を公開しているケースがあって、そのものに関しては誰でも見れるという背景がありますけれども、Appleのような事業者であれば、そもそも設計図そのものがプロプライエタリで非公開な状況であると。

そのような中で正当性がどこまであるかというのを判断すること自体がそもそもソフトウェア工学としては難しい問題になり得るとというのが1点です。

あとはヒアリングの際にも、API そのものを利用可能な状態で公開することにもコストが掛かるという御指摘はあったかと思えます。そのようなところで、AppleもGoogleもヒアリングの際の感じとしましては、システム全体の動作に関わるOSに近いローレベルのAPI等に関しては、セキュリティ上の懸念があればAPIの非公開化も選択肢としてございます。今後のセキュリティ上の懸念に合わせてAPIの利用可否を制御するというのはOS事業者であればやっていくことですので、この利用可否が恣意的に選べてしまう以上、一律に正当性を評価すること自体がもう少し議論をしてガイドライン等に落とし込んでいく必要があるというのが現状の私の認識となります。

○依田座長 ありがとうございます。

仲上委員、何か最後に御意見がございましたらどうぞお願いします。

○仲上委員 今、日高委員がお話いただいたとおり、なかなか判断が難しいところもあるかと思えますし、OSの種類の内実としてはGoogleとAppleで大きく違うというところも非常にこの難しさになるかと思えます。特にブラウザコンポーネントもAPIと同じような要素があって、OSに統合されているブラウザコンポーネントだからこそ守られているところがあるというところを考えると、一律にブラウザコンポーネントが安全かどうかというのは、OS提供事業者が確認して、それをOK・NGしていくというものもなかなか現実的なところでは難しい話になってくるのかということもあります。そのようなところも事業者とよく連携しながらガイドラインに載せるといいのではないかと思います。

○依田座長 ありがとうございます。

ここまでで第1議題を終わりにしたいと思います。

最後に事務局の方で付け加えることがございましたら、お願いします。

○稲葉室長 まず、OSの機能の提供が技術的に困難かどうかというところは、様々な角度から御意見をいただきましてありがとうございます。今回のこの規制の対象になるようなものに関して、そもそも技術的に不可能であるということがあるのかどうか、これは欧州の方でも大分動きが出始めていますので、そのようなことも踏まえながら、また、仮に不可能でないと、新しい技術が出てきて開放に時間が掛かると、これはもちろん開放する際にはセキュリティ、プライバシーのリスクがないという前提ではありますけれども、そのような場合に我々

の運用でどのように対応していくのかということも含めて、引き続き技術的な点については関係事業者からもよく話を聞ききながら、ガイドラインの方で具体的にどのように落とし込んでいけるのかという検討をしていければと思っております。

また、競争政策の観点からも多くの御意見いただきまして、こちらも特に自社と他社の差別のような話も含めて、ガイドラインにおいて、基本的な考え方なのか具体例に落とし込んでいくのか様々なやり方があると思っておりますので、できる限り考え方の明確化を図っていければと考えております。

○依田座長 ありがとうございます。

一旦議題1はここまでにして、次に移りたいと思いますが、ここで5分間休憩を取って、3時10分から再開いたします。

では、一旦ここで休憩といたします。

(休憩)

○依田座長 それでは、時間になりましたので、議事を再開いたします。

本日の2つ目のテーマである法第10条に関する議論に移りたいと思います。

まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 それでは、資料1の21ページから御覧ください。

第10条の規定になります。こちらは、データの取得等の条件の開示を義務づける規定になっておりまして、昨年12月の検討会で御議論いただいた、データの不当な使用の禁止を規定しております第5条の規定の実効性を担保するためのものと位置づけております。

具体的にどのような義務かと申しますと、例えばOS、基本動作ソフトウェアに関しては第1号で規定がありますが、公正取引委員会規則で定めるデータに関して、指定事業者によるデータの取得や使用に関する条件、また、個別アプリ事業者による取得に関する条件、こうしたものを個別アプリ事業者に開示することが義務づけられております。したがって、どのようなデータをこの義務の対象にするか、また、どのようなことを開示するか、こうした詳細なルールを公正取引委員会規則やガイドラインで定めていく必要があります。

22ページでは論点を大きく6つに分けておりますが、1つ目といたしまして、データの取得等の条件の開示の方法について、どのようなことを定めていくかということになります。これに関しては、開示を受けるアプリ事業者等において分かりやすい表現で開示をするのですとか、また、アプリ事業者などが常時確認できる状態で開示をする必要があるのではないかと考えて

いるところです。また、これは既にデジタルプラットフォーム取引透明化法において、アプリストアに関しましては一定の事項を開示する義務が課されているということもありますので、こうしたものも参考にしつつ、公正取引委員会規則の方では、分かりやすい表現で開示をする点ですとか、また常時確認できると、このような点について規定をしていくということが適当ではないかと考えております。

次に、2点目ですけれども、この開示に関するデータの範囲について、公正取引委員会規則でどのように規定をするかという点ですが、こちら、冒頭申し上げましたように、法律第5条の規定の実効性を担保するための規定ということもありますので、基本的に5条で対象にするデータ、これは第5回の検討会の方でも御議論いただきましたが、それと同じ範囲で第10条についても規定をしていくことが適当ではないかと考えております。したがって、公正取引委員会規則では、ある程度類型化をして大枠を定めていった上で、各事項について、具体的にどのようなデータが該当するのかということガイドラインで明確化をするという形で、公正取引委員会規則とガイドラインで役割分担をしながら、具体的なデータについて定めていくということが適当ではないかと考えております。

次に3点目、指定事業者によるデータの取得や使用に関する条件について、どのような事項を開示事項とするかという点です。こちらについては、取得するデータの内容、データ取得の方法、また、データの使用目的などについて開示をするとともに、取得したデータの管理体制を整備している場合には、事業活動に支障のない範囲でこうしたものを開示することをガイドラインで記載していくことが適当ではないかと考えております。

4つ目の点であります。指定事業者によるデータの取得などの条件について、公正取引委員会にどのような事項を報告していただくかという点。これは、第14条の方で遵守報告書の提出が義務づけられておりますので、こちらに基づいて、どのような事項を報告していただくかですが、データの取得や使用に関する条件の開示事項、これは先ほどの事業者に対する開示事項について報告をしていただくとともに、データの管理体制、また、その体制の運用状況も含めて、この5条のデータの不当な利用が行われていないということが分かるような形でしっかりと報告をしていただくことが適当ではないかと考えております。

次に5点目、個別アプリ事業者等がこうしたデータを取得することができる場合には、その取得の条件について開示をすることになっておりますので、具体的にどのような事項を開示事項とするかという点であります。こちらについては、アプリ事業者などが円滑にそのデータの

取得をできるようにすることが重要であると考えておりますので、取得できるデータの内容、また、その取得の方法、データの形式、このようなものについて開示をしていただくということが適当ではないかと考えております。

最後の6点目になりますが、データの取得などの条件のスマートフォンの利用者に対する開示も第10条においては併せて規定をされておまして、一般のユーザー向けにどのような事項を開示するかという点になります。こちらにつきましても、取得及び使用に関する条件をアプリ事業者等へ開示するデータのうち、ユーザーに関するデータに関して対象のデータとした上で、個別アプリ事業者などへの開示事項と同様の開示事項を、ユーザー・一般消費者にとっても理解しやすい形で開示していただくことが適当ではないかと考えております。

説明は以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、これから皆様の、今の事務局の説明に対して、御発言を頂きます。

最初に、御退席の予定がある増田悦子委員から御発言がありましたら御意見を伺いたいと思いますが、増田委員、何か意見はございますでしょうか。

○増田委員 私からは、利用者に対する開示の点ですけれども、開示の方法について分かりやすくというのは非常に難しいことだと思いますが、できる限り、表示をする場所も含めて分かりやすくしていただきたいと思います。

取りあえず以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

第2議題については、特にカテゴリーを分けず、お手が挙がった委員から御意見を伺えればと思っておりますが、いかがでございましょうか。

上沼委員、お願いします。

○上沼委員 類似の開示を求める法律が、電気通信事業法等の利用者情報の開示などほかにも幾つかあると思います。事業者さんに過度な負担を掛けるのも合理的ではないので、既にカバーされているものはそれでいいといったことを明確にし、似たようなものを個別にそれぞれ作成せよ、という話にならないようにということが記載されているといいかと思いました。

○依田座長 幾つか御意見を伺ってから事務局のリプライをもらえればと思いますが、いかがですか。

石井委員、どうぞお願いします。

○石井委員 ありがとうございます。

私の方から何点か、10条について、個人情報保護法との関係も含めてコメントさせていただきます。

まず確認ですが、この規定は、法律遵守のために情報の取得を義務づける趣旨ではないということが前提になっていると思いますので、可能であればガイドラインでその辺りを確認的にも書いていただけると助かると思いました。

意見としては、第5条と共通する話になりますが、ユーザーに関するデータ、例えば利用者の属性などはユーザーがアカウントを取るときに指定事業者に対して出すものであったり、支払関係のデータ、端末固有のデータ、IPアドレスなど、ユーザーの属性に関するデータは、ディベロッパー関係ではなくて、ユーザーが指定事業者に出すものとして整理する必要があるのではないかとすることはまず気になりました。指定事業者に提供された後には、当然個人情報保護法や総務省のSPSIなどで適正な取扱いが求められるものですので、ユーザーデータについてはそちらの方の規律などと重複しないようにするという観点は必要になってくると思いました。

2点目、公開データを除くと資料に書いていただいているのですが、例示されているものの中で既に公開データに含まれるものがあるような気もしています。例えばソフトウェアのサービス内容や、ソフトの評価やコメントなどは、公開されているという扱いになるのではないかと気が気になりました。

3点目、データの管理体制について、どのようなものを求めているのかを少し具体的にさせていただく必要があるかと思います。もちろん透明性を担保することは非常に重要ですが、セキュリティのためにデータの取扱いの管理体制を社内プロセスでも厳密に定めるというのが、企業が通常行っているセキュリティのための実務でありプロセスであると思いますし、中には機密事項にしておく必要があるものもあると思います。個人情報保護法の中でも、安全管理措置というと、人的な措置、物理的な措置、技術的な措置、組織的な措置というような粒度で書かれていて、詳細に出すことを求めると、かえってセキュリティを損なう可能性が出てこないか気になりましたので発言させていただきました。

以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

一旦ここまでにして、事務局からお願いします。

○稲葉室長 ありがとうございます。

まず最初に、ユーザー・一般消費者向けには、事業者と比較をしても、特に分かりやすい形で開示をしていただくとということが重要だと思っていますので、そのようなことも含めて、ガイドラインの中にどう落とし込んでいくかということを引き続き考えていければと思っています。

それから事業者の負担、これも重要な視点だと思っております、今回の資料の中でも事業者の負担を考慮しながらと書いておりますが、透明化法などでも既に同じような義務が掛かっていたりするところもありますので、そのようなことも踏まえながら、具体的にどこまで規則で決めていくのか、その先の取組としてどのような形で自主的にやっていただくのかということとはしっかり考え、この規則とガイドラインのバランスを取りながらやっていくことが重要だと思っております。

それから、石井委員から幾つか頂きました。

まず1つ目、この10条はデータの取得を義務づけるものではないというところは御理解のとおりでして、その点も含めて確認的という御意見がありましたので、ガイドラインの方でどのように書けるかということは考えていければと考えております。

それから2つ目の、指定事業者自身がデータを取得する場合というのは、それは指定事業者、この5条もそうですし、10条もそうですけれども、指定事業者が例えばOSですとかアプリストアを運営する立場を利用して、そのOSやストアを使っている事業者のデータを取れるというケースはありますので、そのような形で取得したデータがこの5条や10条の対象になっております。したがって、指定事業者自身がユーザーから直接取得したようなものというのはそもそもこの対象になっていないところであります。

それから、公開データについては、この法律の5条のそもそもの趣旨としては、そのような立場を利用して取得したデータを競合するアプリの開発などに使うことによって、競争条件が不平等になってしまうのではないかという発想の下に規定をしておりますので、公開されているものに関しては誰でも使えるということで、そのようなものに関しては利用しても特段問題ないと条文上も整理しています。個別に見ていった場合に、例えばサービス内容などについても、これは当然公開されているものもありますので、そのようなものについてはこの対象にならないと。他方で、例えばアプリの審査をする立場で把握したより詳細な情報、そのようなものについては、公開されていない場合にはこの対象になってくると。そのような関係だと御理

解いただければと思います。

最後の管理体制。こちらは例えば、データを取得する部門と、それからそれを利用する部門の間に、どのような形でファイアウォールが設置されているかとか、また、社内のデータの取扱いについてどのようなルールを定めていて、それをどのように運用しているか、そのようなことを含めて、基本的には公正取引委員会への報告と、それから事業者の開示をすることもこちらで義務になっていますが、おっしゃるように、事業者への開示に関しては、機密、事業者の秘密に当たるようなものも含まれると思いますので、事業活動に支障のない範囲で開示をしていただくということかと考えております。

以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き委員の皆様から第10条に係る御意見を伺えればと思いますが、いかがでございましょうか。

伊永委員、お願いいたします。

○伊永委員 ありがとうございます。

基本的に中身については賛成ですけれども、アプリストアに関しては、既に取り透明化法で運用実績がありますので、そこで問題になった課題であるとか弱点であるとかをよく共有していただいて、ガイドライン等に反映していただければと思います。

その点で1点だけ。今、管理体制のお話がありましたけれども、自社優遇を行っているかどうか外部から検証が非常に難しいというところが透明化法を運用していた立場からの課題でして、ここをなるべく可視化することが必要です。可視化をするといっても、その生データを直接見せられても困りますので、なるべく独立した第三者の監査機関に自社優遇の有無をチェックしてもらうということが重要になるのではないかと考えています。その意味で、管理体制の中に、ガイドラインで書ける範囲で、独立した監査機関がこの義務についての報告を行うということを入れていただけたらいかかと思えます。これはたしかDMAでもそのように制度化されていたと思いますので、参照していただいて、合わせるような形でガイドラインに記載するのが1つ案かと思えます。

○依田座長 ありがとうございます。

もう少し委員の方から御意見があったらそこを伺って、まとめてリプライしていただきたいと思うので、いかがでございましょうか。

滝澤委員、お願いします。

○滝澤委員 確認させていただきたい点がございまして、開示にコストが掛かる場合には費用を指定事業者が請求できると思うのですが、その点は取得申請の処理基準というところに入っているという理解でよろしいでしょうか。

○依田座長 では、一旦ここで事務局からお願いします。

○稲葉室長 では、最後の御質問の点からですが、そこは入り得るとは思いますが、先ほど伊永委員からもありました、現時点の透明化法の運用なども見ていると、そのようなコストの請求というようなことが特段行われていませんので、現時点では余りそのようなことを想定していなかったというところではあります。

それから、伊永委員からも御指摘があった透明化法の運用実績。これに関しては、関係省庁ともしっかり連携をしながら、この規則・ガイドラインを作っていければと思っております。それから、最後の管理体制に関しては、この法律の中で管理体制の整備自体が義務づけられていないという点もありますので、ガイドラインに仮に書くとして、どのような書き方になるかというところは少しよく考える必要があるかと思っておりますが、いずれにせよ重要な視点だと思いますので、引き続き検討していければと考えております。

○依田座長 ありがとうございます。

伊永委員、お願いします。

○伊永委員 管理体制の措置を13条でもし読めないのだとすれば、14条1項3号で「この法律の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項」ということが出てきますので、この「必要な事項」として、独立した監査機関が作成するレポートを入れたらいかがかと思いました。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、御意見がありましたら、どうぞよろしくお願いします。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。

ここも欧州で運用が実際難しいところ、技術的に難しいところの1つだと理解していて、さらに、先ほど指摘されてましたけれども、正に、このデータを使ってどのようにやるかという、その仕組み自体が要するにビジネスシークレットになる部分もあるわけですね。

それで、今回、まだ決まってはいいないですけれども、特定の企業だけを選んでやっているわ

けですけれども、選ばれた企業にとって競争者となる企業がたくさんいるにも関わらず今回対象にならなかったという点は無視できない。その技術というのは必ずしもモバイルだけではなく、汎用性があるものなので、それを政府がどこまでこじ開けていいのかというような、究極の話、一定の企業にだけ財産権としてのIPの放棄を強制させるみたいな話になってくるのだと思います。だから、やはりバランスというのは大事で、公取がどこまでやれるかという考慮は大事ではないか。だから、ガイドラインでがちがちに、第三者に調査させると規定するのは私はあり得ないと思います。何で調査させるのかという点もクリアではない。開示と一言言ってもレベルがあるわけで、たまたまこのような会社を法律として対象に選んだから、その会社だけにビジネスシークレットをこじ開けて、全部開示させるというところまではやはりやってはいけないと思います。

技術的に、例えば、使う人がたくさんいるようなウェブサイトだと、それはサービスとしてデータを提供するというので、それが企業として、先ほどの滝澤先生のコメントにも関係するのですけれども、そのデータ自体を整理して分かりやすくして提供しないと、処理する側も意味がないわけですよ。生データだともう使いようがないし、むしろ嫌がらせに近いような形になるわけですね。

なので、それを整理して利用価値が高い形にして提供するというサービスまでを、そのような細かいことまでを、選ばれた企業側のコストでやらせるのかという問題もある。レベニューシェアをやっているような提携が関わってくると、第三者もお金を払っているわけですよ。だから、そのお金の計算も含めて、そこはうまく提携はできるようなシステムも必要。このガイドラインで細かく書きすぎると、今欧州で落ち着こうとしている話ともずれてしまうというところなので、正に会社と話す中で落ち着く線というのは決まってくるのだと思いますが、逆に、落ち着くところと全然違うような細かい話とか、物すごいことをガイドラインで書いてしまうと、そのガイドラインが実際に運用する中で現実離れしていることが分かって、結局死に体になってしまう、政府としても恥ずかしい話になってしまうというところが、この条項はポイントではないかと私は思っています。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

伊永委員、どうぞ。

○伊永委員 山田委員の今の問題意識というのは、データを渡すというようなことをイメージ

して御発言されていたと思いますが、DMAと違って、スマホ新法では、データの取得をする際にどのような利用目的でどのような内容のデータを取得するかという条件を開示するだけで、データにアクセスさせる話ではないと思うのですが、そこはDMAと異なりますけれども、今回の条文を前提に、やはりそのような疑問があるという御指摘でしたでしょうか。

○山田委員 そうですね。それを作るだけでもものすごい労力なわけですよね。だから、それは簡単に、はい、ここはやっていますみたいな、何か社内で既に整理されているわけでもないと思うのですよね。何かその労力とか様々なもの、先ほども話題に出ていましたけれども、そこを完全に無視するようなことを言うのは結構かなり厳しいだろうと。単にもう持っているものをそのまま出すということではないというのが多分現実の話だと思います。

○依田座長 今のところの議論について、事務局から何かございましたら。

○稲葉室長 伊永委員からもおっしゃっていただいたように、まず前提として、この法律は、指定事業者に対してその取得した情報の提供ですとか共有を義務づけるものではなくて、ここで定めているのは飽くまでも、指定事業者の方でアプリ事業者に対して情報の共有・提供をする場合にどのようなデータが提供されるのかといったことを開示していただくということと、あと、その手前の段階で、そもそも指定事業者がどのようなデータなどを取得・利用するのかといったことを開示していただくということで、あと、これも繰り返しになりますが、既に取り透明化法でもアプリストアに関しては同じような開示の義務が掛かっているかと理解をしております、したがって、その追加的なコストというのはどこまで生じるのかということかもしれませんけれども、いずれにせよ、この開示の方法を含めて、この資料にもありますように、事業者の負担も考慮しながら、規則でどこまで定めていくかということは考えていきたいと思っております。

それからもう1点、開示をしていただく場合に、事業者の秘密に関する部分、これは一般にプラットフォームの利用事業者に対しては、これは開示をするということは適当ではないと思っております、これも事業活動に支障のない範囲で開示をしていただくことを考えているところです。これが実効的に指定事業者の方でそのような体制が取られているか、また、しっかり運用されているか、このようなことを検証するのは公正取引委員会がこの法律を運用していく上でも重要だと思っておりますので、一般の事業者に対する開示と、公取に対して報告していただく内容というのは、少し差を設けるような形でやっていくということも考えられるのではないかと考えています。

○依田座長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがですか。

川濱先生、どうぞお願いいたします。

○川濱委員 どうもありがとうございます。

既に事務局側からの答えにもあったとおり、この10条に関する問題というのは基本的に、言わば取引相手が提供するデータをどこまで取得し、それから、それを利用するかどうかの問題ということになっているのであって、その不当な利用を防止するための前提条件の整備ということです。私有財産の問題というような議論もございましたけれども、そもそも、このようなデータ全て、すなわち指定事業者側の私有財産であるという立場は今のところ存在しないようなので、むしろ、そのような利用の負担は、特に有利な立場に立っている利用者が相手方から取得したデータを、不当な利用を防止したいという、競争法上一般的な関心に対応したものかと思っております。

その上で、むしろここでの問題は、もうこの論点の中にも書いてあるとおり、具体的なこの利用の実態というのは完全に指定事業者側が持っている非対称な情報であって、そのチェックは極めて困難だということです。だから、これの実効性をもたらすことが非常に困難だということの方が本来の問題ではないかというのが1点です。そのための最低限の体制、やり方としては、何らかのデータ管理体制の整備、要件の確認です。つまり、報告書にどこまで書かせるかとか、そのような形の対応になってくるのだろうかと思います。

これ、現時点のガイドラインにどこまで詳しく書けるかという、これを今の時点ですぐに詳しく書こうにも、それだけの材料がないかもしれません。ともかくガイドラインは逐次的に改定していくということが前提ですから、今後この規制の経験を踏まえて、更に内容をアップデートし、豊富にしていくということが必要だと思います。

これは、透明化法の経験、この点に関しては伊永議員が非常に詳しいと思いますけれども、透明化法の場合も当初の段階ではなかなかうまく相手方の情報をつかめなかったけれども、アップデートすることによって不当な利用を捕捉するための技術が向上するということになるかと思えます。このような取組は公正取引委員会に期待すべきところであります。これを過剰規制というよりも過小規制が心配になるところ、何とか努力していけるガイドラインになったという理解をしております。

以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

特に事業者目線の立場で、日高委員、仲上委員、何か御発言ございますか。

どうぞ、日高委員。

○日高委員 御説明いただいた内容に関しては、現状、妥当なことが書かれているというのが開発者の観点からも感じられました。御指摘があったとおり、どのようにこれを守っていくかという部分に関しては、組織、特に内部統制の部分が非常に強く出てしまうというところもあるのと、ソフトウェア開発自体が非常に速いペースで変わっていくというがあるので、その一貫性を保ち続けるというのは相当に難しい作業だろうというのは想像に難くないところではあります。かといって、それが非競争的な環境を作り出すことに資してはならないというのはそのとおりではありますので、ガイドラインとしては制約の中でバランスを取っていくことが、まずはいいのかと思っています。

以上となります。

○依田座長 ありがとうございます。

仲上委員、何か御発言ございますか。

○仲上委員 はい。今、OS指定事業者が取得するデータについてのお話になっているかと思うのですが、特に各スマートフォンOSの利用については、OS事業者が提供するOS以外を含めたIT基盤にひもづいてOSの利用がなされるという現状もあるかと思えます。そのOS以外で使うような、幅広い目的を持ったアイデンティティをユーザーに提供する際に、様々な規約において、このようなデータが取られていますというような、その内容の開示ですとか規約の提示が行われている中で、この法律において、スマートフォンの中でのデータの取得というところ限定して開示していく必要は、どのようにしていくのかというところについては、引き続き具体的な検討が必要になるのかと思えます。

今、日高委員からの御発言にあったように、私も、変化に対する追従というところでは、新しい機能が追加されれば新しいデータも取れるようになってきますし、新しいサービスも出てくるかと思えます。そのようなところにクイックに対応できるような手続にしていく必要があるかと思えます。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

ここまでで、また事務局から何かリプライはございますか。

○稲葉室長 ありがとうございます。

正におっしゃっていただいたように、非常に技術の変化も早いところですので、川濱先生からもおっしゃっていただいたように、そのような変化に応じて随時このガイドラインを見直して行って、アップデートしながら、その変化にも対応していくということが重要ではないかと考えているところです。

○依田座長 日高委員に質問ですけれども、例えばソフトバンクのようなキャリアとOpenA Iのような生成A I事業者と、あと、Microsoftのような、ここでは指定が入らないようなOS事業者がいる一方で、指定事業者として規制が掛かかる事業者がいて、そのような事業者に対してはデータについて一部開示義務が入ってきますが、3年ぐらい次の見直しまで時間が掛かってくるので、その3年の間に何か急速に、そうした指定事業者ではないが、データを、特にOSを今牛耳っていない事業者、どのようにしてこの辺のデータを取りに来るでしょうか。非対象の規制になり得ますか。

○日高委員 そうですね、非対象性が表れるところとしましては、例えばOpenA Iなどに関しては、昨今のニュースをみてもOpenA Iが開発したA Iを主力としたモバイルOSの提供、デバイスそのものを提供する計画などが流れてきておりますので、そのような新しい事業者が入ってきた際に、A Iの力を使ってより多くの情報を集める。それに対して、指定事業者との間で何らかの力学的な差が生まれるということは十分にあり得るところです。

その状況で現れる傾向としましては、指定事業者になっているところがガイドライン等を守るために、より多くのコストを払う、若しくは新しい事業者より多くのデータ基盤の構築を求められ、労働力を投下せざるえないため、競争のスピードに追い付きづらくなるというのはあると思います。ソフトウェアの世界は、先行者利益が非常に強い世界ですので、そのような注力分野や、データ資源に企業が持つリソースを投下できるかというところでは、大きな差にはなり得ると思います。

○依田座長 仲上委員、何か、今後3年程度のタイムスパン中で、懸念するようなことはございますか。

○仲上委員 そうですね、今、日高委員からもお話ありましたけれども、先行者になるタイムスパンというのが今まで以上に短くなってきているかと思っておりますので、そのようなところの変化に、指定そのものが追従できるようなところというのも考慮した方がいいのかとは思った次第です。

○依田座長 逆に、そんなに簡単に生成AIが、専用端末を市場に投入するのに大変な時間掛かるでしょうし、既存のGoogle、Appleが、OSやあるいはブラウザ等をほぼ複占的に市場を支配できる状況下において、逆に数年で、そのところで市場における競争構造ががらりと変わって、この法の施行や適用が少しくまういかなくなるようなほどのスピードで進むとは考えられますか。

○仲上委員 そこは確かに、スマートフォンという観点だと、このカテゴリーの中ではやはり、今おっしゃっていただいたように、なかなかそうはならないとは思いますが、スマートフォンをまたがるAIプラットフォームみたいな形では広がっていくので、この法律の対象範囲ではないところでの議論になってくるのかなと思いました。

○依田座長 日高委員、何か懸念するところありますか。

○日高委員 そうですね、今のお話に加えて、この法律に関連しそうなところで言うと、例えばブラウザの開発をそのようなAI事業者がやった場合、非常に大きなデータ収集能力を得る可能性がございます。もし将来的な参入余地があるとしたら、今のインターネット基盤に近い部分やハードウェア・デバイスそのものの製造に近いところの2か所ぐらいかと思います。

○依田座長 承知いたしました。それはいずれにせよ、この法律がガイドラインも含めて運用されてからの話にはなってきますね。またそのようなことを議論するときも、いずれ将来あるかもしれません。

では、第2議題について何かほか、取り残している意見はございませんか。

なければ、本日の3つ目のテーマである法第11条の論点について、事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 それでは、資料の27ページから御覧いただければと思います。

新法第11条の規定は、取得したデータの移転を義務づけるものでして、利用者によるOS、それからアプリストアやブラウザのスイッチングを通じた競争促進を図っていくことを趣旨とした規定になっております。

具体的には、公正取引委員会規則で定めるところにより、スマホの利用者の求めに応じてデータを円滑に移転するために必要な措置を講じなければならないという義務になっております。したがって、まずはこのデータを円滑に移転するために必要な措置として、どのような措置を求めていくかという点。それから、2つ目といたしまして、この移転の対象にするデータの範囲についてどのように考えるべきかと、この2点について論点として整理をしております。

1点目に関しては、28ページを御覧いただければと思います。

まず、円滑に移転するために必要な措置。これについては、スマホの利用者にとって、いつでも最新のデータの移転を容易に受けるという点ですとか、また、セキュリティ・プライバシーをしっかりと確保しながら移転をしていくということもまたユーザーにとっては安心・安全にこうしたデータの移転をするということに資すると思いますので、こうした基本的な点を、まずは公正取引委員会規則で規定していったらどうかと考えております。

具体的には、この①から⑥の6つの項目になっております。これらについて、公正取引委員会規則で基本的な考え方を定めつつ、ガイドラインでより詳細な考え方を示していくということを想定しているところです。

具体的には、まず、1点目のデータ移転の可用性の確保。こちらについては、利用者が望むときに、可能な限り、いつでもデータの移転が可能であるという点をガイドラインで明確化するとともに、逆に、例えばセキュリティ上の必要性からサービスを一時的に停止するなどの合理的な理由がないにもかかわらず、データの移転がごく僅かな日時にしか利用できない場合にはこの義務を満たさないといった考え方を示していくことができないかと考えております。

それから、2つ目のデータの最新性・汎用性の確保。こちらについては、移転するデータが最新ののものであって、移転に適切なフォーマットであると、そのような点をガイドラインでも明確化をしていければと考えております。

3点目の移転方法の明確性・平易性。こちらは、スマホのユーザーは通常一般消費者ですから、そうした一般消費者にとってデータを円滑に移転するための方法が明確で簡易なものであれば、そのような基本的な考え方を示していければと考えております。

さらに、4つ目として、短期間での移転の確保という点です。こちらについても、公正取引委員会規則でこうした短期間という趣旨を定めつつ、ガイドラインの方で、円滑なデータ移転のためにはデータの移行に要する期間が必要最小限となるといった考え方を示していけないかと考えております。

5点目に、費用に関してであります。こちらは、円滑なデータ移転を実現するためには、スマホのユーザーにとって、その負担ができるだけ小さいことが重要だという趣旨のことを示していけないかと考えております。

最後、6点目ですが、データ移転のセキュリティ・プライバシーの確保。こちらは、先ほども申し上げたように、円滑なデータの移転のためには、セキュリティ・プライバシーが侵害さ

れないようなシステムが構築されているなど、利用者にとってデータの移転が安全に行われることが重要であるといった旨をガイドラインで示していきたいと考えております。

もう1点、このデータの移転の義務の対象になるデータの範囲をどのように考えるかという点ですが、これは、特定ソフトウェアの切替えを容易化するという、この趣旨を踏まえ、必ずしも全ての特定ソフトウェアに関するデータを移転する必要はないと考えておまして、利用者のニーズですとか、また指定事業者側におけるコストとのバランス、こうしたことも考慮しながら具体的な対象になるデータの範囲を定めていくことを考えております。

こちらにつきましては、先ほどの10条や5条と同じように、公正取引委員会規則ではある程度抽象的に定めた上で、その具体例をガイドラインで示していくことが適当ではないかと考えております。

例えば基本動作ソフトウェア、OSを例に挙げますと、まず、規則では、スマートフォンの利用者が他の基本動作ソフトウェアを利用するために有用なものであるといった旨を定め、その上でガイドラインにおいて、この具体的なデータとして、写真やビデオなどのデータ、また連絡先やメッセージデータなどという形で、アプリストアやブラウザに関しても、規則とガイドラインで役割分担をしながら具体化を図っていくことが適当ではないかと考えております。

以上になります。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、また今の御説明につきまして、御意見や御質問がある方につきましては挙手をお願いしたいと思います。どの委員からでも可能でございますので、御意見ありましたらお願いします。

山田委員、どうぞお願いします。

○山田委員 ありがとうございます。

私もプログラマーではないので分からないですけれども、ここは何か幾つかのカテゴリーがあって、どのカテゴリーについて互換性、動かせるようにするか。データといっても、データはそのフォーマットの中で作り上げたものなので、写真1つとっても、こちらでできていたものがこちらに移ると幾つかの機能が失われるみたいな。専門の人に聞いた限りだと、物によってテキストのアプリとかまで、様々なものについてプログラミングの言語自体が違うみたいなものもあることは往々にあるので、本当にそんなに簡単にデータを動かせるのかというのが 이슈になるカテゴリーのものもあるというので。なので、ここはもう最初から抽象的に書い

ていると、おっしゃっていたのであれですけども、すごく技術的な話が入ってくるので、これをこうやれみたいなことを最初から書いてしまうと、先ほどのところと同じで、逆に同じになるように、要するにAndroidとOSが、様々なブラウザにしても、差別化するためにあえて違う方向で今まで競争していたものを、それを同じフォーマットに、競争を減殺するような。クオリティーの競争というところで今まで競争させていたものを、互換性、このデータを動かせるようにするために、ある意味技術の競争エッジをなくすという、何か本来競争させたかったところと逆向きのベクトルもあり得る話になることなので、そこはそうならないように、このベースのところ追加で、何か角を丸くしなくてもできる範囲とか、そこは本当に個別に話していかないとできない話だと思います。

恐らく多分今、指定のある会社って、これで何をやろうとしているかというのは、まだよく分かっていないと思います。そこを、多分公取の方でも、どのような技術になっていて、その中に入っているソフトは、その中の技術でどのようなフォーマットになっていて、どうずれているのかみたいなどころまで全部突き詰めてからやらないと、言うは易しで実行は難しいという、10条、11条は本当にそうだと思います、というのを少しコメントしたいと思いました。

○依田座長 今、技術的にどこまでという質問が山田委員から出たので、まずは技術的な視点で日高委員と仲上委員からコメントを頂いて、事務局からまたリプライしていただければと思いますが、ここで理念になっているところで、利用者が望むときにデータを移転できるということがOSのAPIの、またいだり、あとその範囲内で、実際どの程度、どのようなデータがどの程度可能かについて、日高委員、仲上委員、コメントいただくことはできますか。現状においてどのぐらい、どの程度のことが可能になっているか。

日高委員、もし可能でありましたら、お願いします。

○日高委員 こちらの方は、現状の市場環境を背景にしますと、GoogleとAppleのようなOS提供の事業者間における端末のスイッチにかかる手間であるとか、以前このOSを買った方が次も同じOSを買うといった利用者がもつバイアスの部分が問題になり得るのかというのが、現状の環境の整理かと思います。

その中で、端末間移転ができていないデータ、できていないデータはありますけれども、まずは写真を始めとした、いわゆるパーソナルデータに近いものに関してはおおむね需要があり移転は実現できています。ひとくちに写真・ビデオといっても、AppleやGoogle独自の機能がもちろんあるので、写真であれば、例えばちょっとしたモーションが付与されているとか、HD

R といって非常にきれいな写真が撮れるとか、機種によって異なります。そのような独自機能を除いた普通の一般的な写真という概念みたいな共通項を取って、データ移転の仕組みが作られていると。これは技術的な制約によってそうなっているというところですよ。

一方、連絡先のようなデータに関しては、直接やり取りするわけではなくて、別途インターネットサービス上でのログインシステム等の連携によって、端末ローカルで完結せず、ネットを介して間接的に連携されるようなものがあります。

これら例示のように、端末間の移動と、あとはサービス間の移動という2種類の観点があるのかと思います。

現状できていないものに関してはアプリストア間のデジタルデータ移動等として、それはアプリがOS種類等で別々にあるので、移転対象データと同じものがあるかどうか分からないというところもありますし、アプリストアにある、これは利用者のデジタルアセットといいますか、いわゆる換金済みのポイントのようなアセット、そのような資産に関しては直接的な移管ができないということが今技術的な制約として存在しています。

一方、ブラウザとかではID・パスワード等に関してはID・パスワード管理を提供するような機能というのは各社持っていますので、そこでエクスポート・インポートの形。どのように取り込みましょうかというフォーマットをお互い定義し、協議し、移行が可能になっているというような状況です。

もちろんそうでないブラウザベンダーもいらっしゃいますので、そのようなところに関しては移行する障壁が残ったままというような感じですよ。

データの移管は、どの程度需要があるかという背景に基づいて、相当に需要があるだろうという市場の原理が働いたものに関してはある程度できていますと整理できるかと思います。ただ、それが機能や項目ごとにバラバラとできている状況ですので、ユーザーからすると、その移行作業は何度も行わないといけない不便さとして発生するという状況です。なので、ここがうまく整理できた暁には、非常にユーザーにとって、自分の選択をしやすい環境ができるというのが望ましい形かと思います。

以上となります。

○依田座長 ありがとうございます。

仲上委員、何か御意見やコメントございますか。

○仲上委員 おおむね、今、日高委員から御整理いただいた話かと思いますが、提供さ

れているサービス内のデータの移転という観点と、スマートフォンのOSの情報の移転という観点があるかと思いますので、サービス内のデータの移転という観点であれば、例えば、そのOSの利用にひもづいているアイデンティティーの中にメール機能があるとして、そのメールの中身の全てを、では、別のOSに乗り換えたからといって、その全てが別の乗換え先のOSに全て反映されるべきかというところについては、これはなかなか技術的にも難しいところがあると思えますし、そのようなことが本当に望まれているのかどうかというのは少し注意が必要かと思えます。

そのような観点では、29ページに書いてある②のところ、「データの最新性及び汎用性の確保」というところでは、スマートフォンの利用者が移転を求めたとしても、その時点から数か月前のデータしか移転できなかつたりというところがあるのですけれども、逆に、スマートフォン使い始めてから全てのデータが保存されていて、それが全て移転可能だったときに、その使い道も含めてそれができないということであれば、それが本号に違反するということであると、なかなか提供事業者側も対応が難しくなってくるころはあるかと思いますので、この辺りの表現ですとか、実際に何が対象になっていくのかというところについては、深い検討が必要かと思えます。

○依田座長 ありがとうございます。

今日の高委員と仲上委員の御意見を受けて、ほかの委員の方から何か。

石井先生、どうぞお願いします。

○石井委員 古いデータがどこまで入るのかというのは私も気になっていて、データの対象というのは少し書き込んでおく必要があるかとは思っています。

互換性、データのフォーマットの話、データポータビリティは、私の認識ですと、GDPRで定められた辺りから注目されるようになったという認識ですが、率直に申し上げて、そこまでうまくいっているとは言えないということです。データの形式として、データの互換性まで要するのか、相互運用性があればいいのかとかいう議論もありまして、GDPR上は相互運用性まであればいいとされています。では、どのようなデータをどのような形式で移転できるようにすればいいのか、そのような論点はまだ残されているという認識で、現状、そんなにGDPR上もデータポータビリティが大きく注目を集めているというわけではないのではないか。情報提供になりますが、このような状況かと思えます。

簡単ですが、取りあえず私から、今の議論との関係では、コメントさせていただきたいのは

以上となります。

○依田座長 日高委員と仲上委員に私の方から質問したいのですが、例えば個人データで、本人が、利用者が同意されたという絶対的な前提の下ですが、アプリを利用しているときの位置情報とか、そのようなものは現状において、本人が望んで移転をしようと思ったら、そのアプリをどこでどう利用したかとかいうことは、もう移転可能な技術的な状況になっているものですか。

○日高委員 私の方から御回答させていただきますと、まずは、位置情報を使うことが重要視されているかどうかみたいな、ユーザーが意識して使っているかどうかというところがポイントになってきて、位置情報に関係のないアプリケーションで位置情報が必要なケースがあれば、それは不正利用の防止であるとか、例えばクレジットカードの利用が別の場所と2つ同時にされるとまずいとといったセキュリティ担保という意味では、ユーザーのデータを本人が意識しない部分で利用するような扱いは今時点でもやられているかと思います。

しかし、そのデータの扱いに関しては、ユーザーに対して積極的に伝える・開示することは余り聞き及びがございません。飽くまでその利用時にセキュリティ確保のために取っていますという説明でとどめられている。要は、外部へのエクスポートを考慮しておらず、外に出さない利用形態が一般的かと思います。

ユーザーの位置情報を利用者御自身が意識するようなアプリケーションに関しては、例えばGoogle Mapさんのような地図アプリに関しては位置情報が非常に重要になってきます。フードデリバリーのようなものもそうです。その辺に関しては、事業者も位置情報を履歴のようなかたちで長期に保持していることが多くございます。その場合、Google Mapのようなアプリでは、サーバーに置くと、その個人の位置が万一流出したときにトレースされてしまうとか、危害が加えられるというような事象もあり得るので、端末側に置くことになっておりまして、各種デバイスの中に保存されていて、御本人の指紋認証等、生体認証等が通った後でないとアクセスできないというようなケースが、技術的には一番モダンといたしますか、最新の実装になっています。そちらの方は外部へのエクスポートが、アプリごとではありますが、可能になっています。ユーザーが次の端末に移動するときに持っていける感じです。

以上となります。

○依田座長 仲上委員、例えば位置情報が非常に重要なアプリ、Mapでもそうですが、あるいは飲食店の利用に関するアプリでもそうですが、では、今、日高委員がおっしゃったような状

態で、もし本人が、利用者が希望すれば、ポータブルな状況になっているという理解でよろしいでしょうか。

○仲上委員 はい。日高委員から御説明いただいたとおりで、特にGoogleのGoogle Mapのタイムライン機能というのが、もともとウェブで見られたのが端末だけになり、エクスポートも端末から、いわゆるJSONファイルという形式でエクスポートできるようになっているのですが、全体的にこのような傾向はあるかと思います。

○依田座長 そうすると、僕も事務局に質問で、もし利用者が望むとき、可能な限りいつでも、今言ったような情報も含めて、データの移転が可能であることが重要であるという理解でよろしいでしょうか。

○稲葉室長 データの範囲についてはまた、32ページのところでも少し整理をさせていただいていますように、これから具体的にどの範囲でということは更なる検討が必要だとは思っていますが、基本的にはここに書いてあるようなものを念頭に置いています。例えばOS、つまり端末のスイッチングであれば、写真やビデオ、連絡先、メッセージなど、それからアプリストアであれば、アプリの購入履歴、ダウンロード履歴、ブラウザ、ブックマークやID・パスワード、こうしたものを念頭に置いているということと、あとは、各委員の方からも様々ありましたけれども、現状でも既に一定程度このようなデータの移管ができていているところもありますし、また、EUの方でも対応が進められていっているということもありますので、そのような状況も見つつ、さらには関係事業者ともしっかりと調整をしながら、この具体的な実装方法について検討していきたいと考えています。

○依田座長 石井委員、どうぞお願いします。

○石井委員 ありがとうございます。2つ質問させていただいて、1つコメントをさせていただこうと思います。

1点目の御質問です。これまでのやり取りの中で、おおむね理解できているような気はしますが、GDPR上、データポータビリティというのはアクセス権の拡大という位置づけになっていて、本人がリクエストをして、そのデータの塊を受け取るというのが1つ目の権利、2つ目は、技術的に可能であれば直接事業者間で移転することを求めることができると、そのような権利になっているわけですが、11条の議論というのは、ポータビリティの本来的な意味で、利用者がほかの事業者にもポータブルにできるようにするというところまでを必要な措置として位置づけているという理解でよろしいですか。直接移転するところまで義務づけているわ

けではないということでもいいのかです。これが1点目。

2点目は、データの対象です。またAppleの話になってしまいますけれども、Appleはユーザーデータを端末で完結させているビジネスモデルを取っている事業者だという認識ですので、基本は端末にデータが入っている。ポータビリティーの対象となるデータというのは、指定事業者がサーバーで取得したデータというのが対象になってくるのですかというのが質問です。10条と同じですけれども、ポータブルにするために指定事業者が追加でデータを取るという解釈になると少しまずいかと思いましたので、その点が2点目の質問です。

3点目は、既に御説明いただいているところで、データ移転のセキュリティ・プライバシーの確保です。御配慮いただき、ありがとうございます。提供を受ける側の第三者も個人情報取扱事業者該当することが多いと思いますので、そちらの規律を受けることになると思いますが、セキュリティ対策や利用者保護の担保された第三者に提供される仕組みというのが今後は必要になってくることを望ましいと考えます。

私からは以上です。

○依田座長 石井先生から御質問が出ましたので、事務局からお願いします。

○稲葉室長 資料27ページの条文を御覧いただければと思いますが、まず、1点目の直接移転が含まれるのかというところで、これは条文上、柱書きのところにありますように、利用者の求めに応じて、利用者又は利用者が指定する者に対して、データを円滑に移転するために必要な措置と規定をしておりますので、これは利用者が指定をする者に対して直接的にデータを移転するというのも、条文上はスコープに入ってくるものになっております。

それから2点目は、これも同じく条文を御覧いただければと思いますが、例えば第1号ですが、当該指定事業者が取得したデータと書いておまして、したがって、これは条文上、指定事業者が取得したものが対象になっておりますということと、加えて、10条と同じでして、指定事業者に対してデータの取得を義務づけるといったものではないです。

○石井委員 ありがとうございます。

もう1点追加で別途、今の関連でお聞きしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

1点目の質問ですが、読み方として、当該利用者が指定する者に対してデータを円滑に移転するために必要な措置を講じなさいとなっていて、ある事業者からほかの事業者へデータを移転したいので、移転元の事業者へ、他の事業者へ移転したいので、移転可能なデータを欲しいというパターンもあるかと思うのですが、指定する者に対して直接データを移転しなさいとい

うところまでが円滑に移転するために必要な措置として読めるのか。一方、読むことはできたとしても、そこまで求めるべきものかというのは議論の余地もあるように思いますが、その点いかがですか。

○稲葉室長 典型的には、ここに書いてあるような特定ソフトウェア間の切替えをするということですので、その際にユーザーが直接データを受け取るということもあろうかと思いますが、さらに、そのスイッチング先の別の特定ソフトウェアに直接データを移転するというようなこともこの条文のスコープには入ってくると考えています。いずれにせよ、具体的にどのような形で実装を、この義務を実施していくかというところは、引き続き関係事業者等からしっかりと話を聞きながら、検討を進めていきたいと考えているところです。

○石井委員 分かりました。ありがとうございます。

技術的に難しい場合まで直接移転が義務づけられないように御整理いただければと思います。ありがとうございます。

○依田座長 ほか、委員の皆様、いかがですか。

滝澤委員、お願いします。

○滝澤委員 ありがとうございます。

私の質問の1つ目はとても素朴なもので恐縮ですけれども、そもそも技術的に移転が困難な場合はないのでしょうか。先ほどの石井先生の最後のコメントと関わりますが、Appleですと端末全部を管理している一方、Googleの場合ですとOSだけ管理していて、端末は様々なメーカーが作っています。直感的には、このようなデータの問題であれば、OSを何かすれば移転可能になるようにも思えるのですけれども、一方で、OSのアップデートは端末の古さなどによっても制約があるようにも認識しています。そうすると、Googleが一生懸命措置を取っただけけれども、何らかの端末の制約でうまく移転できないというような事態がまずありうるのかどうか、私は技術的なことは全く分かりませんので、それを教えていただきたいと思います。もしそのような事態が有りうる場合には、それは一応必要な措置を取っているからいいと言えるのかどうかについても、確認させていただきたいと思います。おそらく、第11条にいう、その必要な措置を講ずるといふ文言の解釈とも関わると思います。

それからもう1つは、30ページの「費用の低廉性の確保」の2ポツ目ですけれども、データの移転に係る利用料が無償であれば、費用が低廉だというのはあまりにも当たり前だと思われるので、これは書かなくていいのではないかと感じました。確かに、無償でやってほしいとい

う気持ちが背景におありなのだと思えますけれども、そのようには書けないでしょうし、かといって無償であればというのはあまりにも当たり前なので、少し御検討いただければと思います。

以上です。

○依田座長 端末の技術的な関係で、まず、日高さん、仲上さんから意見をもらって、事務局の方にリプライをいただきたいので、そこはどうですか。

特にGoogle、Androidについて、日高さん。

○日高委員 では、私の方から回答いたしますと、もちろん世の中には端末を結構長く使われる方もいらっしゃいますので、まず今の状況に関しましては、今のOS事業者が用意した端末、若しくは事業者が別であってもGoogleさんのようにOSの部分を作られている分業が発生するケース、どちらの場合もですけれども、ハードウェアそのものの制約よりは、ハードウェアとセットで動くソフトウェアの方の影響を強く受けます。過去、Windowsのアップデート等の話を聞いたこともあるかとは思いますが、これと似たような感じで、モバイル分野でもOSのソフトウェアバージョンによって対応が異なってきます。

これを技術的には「互換性がある」「互換性がない」という表現することが多いです。この互換性がなくなったケースでポータビリティといいますか、データを移管すること自体が徐々に難しくなります。もちろん急にゼロになることはないのですが、特定の機能においては既にサポートが終了しており、移管そのものが難しいという事情というのは発生し得るかと思えます。

写真とかビデオとか、よく使われる機能に関してはそのようなことは少ないのですが例えば連絡先のような、ソフトウェアの設計が古くなって、もう読み込めない過去のデータフォーマットになってしまい、現時点ではそこにコストを投下していませんというような状況になれば、当然移行が不可能になることがあります。GoogleもAppleもソフトウェアのアップデートの期限はある程度決まっていますので、そこに掛かる制約として存在しています。

○依田座長 どうぞ、伊永委員。

○伊永委員 今の点、技術的な可能性を確認したいのですけれども、何か無償ツールみたいなものを配布することで、OSのアップデートを介さないでもデータ移管というのは可能なのでしょうか。

○日高委員 そうですね。少しモバイルからは外れるのですけれども、Windows等でしたら、

そのような無償ツールでデータを移管するようなサードパーティーは存在していますので、技術的には可能ですけれども、1つ、モバイルとパソコンの違いの部分で言うと、プライバシーやセキュリティがどこまでサードパーティーによって守られるかというのはOS事業者の方からは判断できないので自己責任の範疇が大きくなってしまいうのがあります。そこにおいて、守るべき情報、いわゆる取られてはいけないような情報が取られてしまうようなケースというのは、古いOSだとセキュリティ基準が当然低いので、起き得るでしょう。不可能ではないですがリスクが増大しているという認識で大丈夫かと思います。

○依田座長 仲上委員、何か付け足すコメント等ございませんか。

○仲上委員 端末の御説明については日高委員の御説明のとおりかと思えますけれども、あと、端末に密接にひもづいたところで、キャリアが提供するサービスのデータをどう移転するかという話もあるかと思っていて、例えばSMSとかMMSみたいなものが端末に保存されていくと思うのですが、それは今、現状はなかなか移管ができていないところかと思えます。このようなところもこの法律で対象にしていくのかどうかというところは、整理を掛けた方がいいかと思いました。

○依田座長 事務局の方で何か御返答ございますか。

○稲葉室長 技術的なところは、我々も、専門家の意見ですとか、さらには関係事業者からもよく話を聞きながら、どのような形でこれを実現していくことができるかということ、引き続き検討していければと考えています。

それから、滝澤先生からあった点は、我々としてはできるだけ、特にユーザー、一般の消費者なので、その負担が少ない方がいいだろうということ、何かしら書いておきたいということであったわけではありますけれども、具体的にガイドラインにどう書いていくかということは、もう少しよく考えていきたいと思っています。

○依田座長 少し関連する情報がございまして、スマートメーターが今もう全戸に設置されている状態で、スマートメーターは国策としても、技術的に標準化されていますし、様々な形で利用。データは利用者のもので、利用者の同意があれば、委任を受けてサードパーティーが、そのスマートメーターデータを電力会社から委託してダウンロードすることが可能になっていて、それを、そのような原理がどこまで拡大解釈されてくるかは今後、先ほど言った様々な位置情報や金融決済データを、どこがどうこのデータポータビリティ制度を利用してできるようになってくるかで、技術的にはかなり可能になってきている状態です。

私も孫正義を長いこと見ていて、私が孫さんだったらここを必ず狙って、ただで、スマートフォンかどうかは別にして、端末を配って、10万円ぐらいただで付けて、全部私に委託してくださいと言って、データをスマートフォンから引き下ろそうとしたいと思いますよね、生成AIのために。

でも、そのようなことも可能ということですよ。技術的に可能であれば、お金もあれば。そういう時代ですよ。確かにすごく競争促進的にはなるとは思いますけれども。

どうぞ、伊永委員。

○伊永委員 時間も限られていますので、私もコメントだけです。

本法の11条というのは、これまでGDPRの20条で規定されていたデータポータビリティ権と似たものを、競争法の観点から入れたという本邦初の規定になっていると思います。その意味では、1条だけですけれども、非常にインパクトがある条文だと私は思っておりまして、スマホに関するものだけですけれども、今後、タブレットであるとかPCにもデータを移すという点で広がり得るものであると思っています。

石井先生からGDPRのデータポータビリティ権が十分に機能していない面もあるというのはおっしゃるとおりで、そのように私も認識してまして、その部分を補う形でDMAではデータポータビリティ権の実効化を図っている規定がありまして、これを基に、内閣官房の最終報告書では、DMAと同じような形でデータポータビリティを位置づけたらどうかということが報告されています。具体的に言いますと、無償で、データの効果的なポータビリティを可能にするため、効果的なポータビリティを実施するための無償ツール及びデータに関する継続的かつリアルタイムでのアクセスを提供することを義務付けるべきであるとしています。ここで書かれている報告書の内容と実際の条文とは少しずれているように思いますので、それと本当に同じレベルを目指すのかどうかというのは1つ論点かと思っています。「円滑に」という言葉に継続的かつリアルタイムまで読み込めるのかという条文上の問題もあるかと思いました。

それともう1点だけ。データの範囲につきましても、GDPRは個人データ保護という観点からコントロールできるようにするというものですが、今回は競争の観点からということなので、対象データは必ずしも個人データに限らないということになるかと思っています。DMAはそうのように考えていると思います。ですから、非個人データにつきましても、ここで言う円滑移転の対象となるかどうかというのも1つ論点としてあるかと思いましたので、指摘だけさせ

ていただきます。

○依田座長 山田先生、どうぞお願いします。

○山田委員 ありがとうございます。2つ、思い付いたところを申し上げようと思います。

1つは、データということで個人が、使っている人のデータは、それはもう個人のものだという整理だということですが、もちろんそうですが、どこまで広げるかで。整理されたデータというのは、整理した人の知財がくっついてくるものです。だからそこまで。その国によって判例が違いますけれども、データベースになったものというのは知財がくっついている。だから、そこまで組み込むと、では、彼との関係はどうなのかという話が1つあると。それは多分、公取に様々な研究をしていただいた方がいいと思います、どこまで組み込んでいいのか。

もう1個は、もう全部オープンにすればオーケーだと。先ほど仲上委員がメッセージの話で、それもうまくできていないというので、これは思い当たったのですけれども、今、AIのファウンデーション・モデルのインプットという意味で、やはりこの様々なデータ、アプリのデータというのが物すごい金銭価値があるものとして既に売買されています。それがあるからこそ様々な契約があって、様々な業界のプロジェクトとかがある中で、もちろん公開されていないわけですが、全部開示しましょうと言って、ただでやってくださいと言うと、今お金を払って動いているものを、要するに、ソーシャリストも、それを全部突き崩すようなことを知らないうちにやってしまうことになるということがあるので、ここは余り、知らない、開示されていないところも、我々も言えないところもある中で、そこも意識された方がいいのではないかと。データといっても、実はすごい価値があるものとして動いているものもあるので、それをもう、競争のために開示と言うと、失うもの、経済界のバランスを崩すこともあるというのをコメントしたいと思いました。

以上です。

○依田座長 ありがとうございます。

川濱委員、どうぞお願いします。

○川濱委員 どうもありがとうございます。

このポータビリティの問題も非常に難しい問題ですが、今回の公正取引委員会の御提案は、かなり穏当な、きわめて慎重なものではないかと思えます。もともとこれは、ポータビリティの問題に関しては、DMAの第6条第9項のように無償でかつリアルタイムの情報

を上げさせるという、GDPRを超えた、かなりドラスティックな形で、競争促進のために勧誘するようなアプローチを取ろうと思ったら取れなくはない形にはなっているのですが、やはり現実的には、開示すべきデータがどの程度あるかということ十分に認識させ、あるいは、現状において可能なものに絞り込む必要があることから、規則で書き込むことになっていると。

その上で、今回まだどこまでの範囲なのかに関する確定的なことは出されているわけではないけれども、32ページの論点のところ、現状において入れようとしている内容というのは、その点でいくと、かなり縮減された、限定された内容で、特に困難な問題を引き起こすものではないように思います。

それからもう1点、費用の低廉化の確保の点で、これ、「無償」という言葉を使うと、常にこの財産権は争点になりますけれども、先ほど依田先生からスマートメーターの話等々出ましたけれども、例えば金融の件、金融のグレードAPI開放の問題などの問題を含めて、恒久対策として、互換性を要求する人、互換性を要求することを目的とした形でデータ共有させるときというのは、これは法令遵守のための費用であって、その後に使わせる費用というのは、せいぜい最後の手間賃を取るか取らないか程度の問題になっているのであって、ここの部分も費用の低廉化の確保ということを余り強調する必要はないように感じました。

滝澤先生がここの部分で無償であるかどうかということはいちいち書かなくていいと言ったのは、それは非常にうなずけるところでもあって、要するに、利用者には容易に利用できるような形で使いましょうと。利用者の負担が、利用者側からの負担が非常に軽微なものであることが必要であるという程度のことでもいいのではないかと。

費用の無償といっても、これは結局、よく問題になる開発費用等々というのは初めから、これは法令遵守のために、この移転可能な条件に置くということ自身は要求されているわけだから、個別の利用者が請求したときに伴う費用というのは非常に微々たるものだから、せいぜいそこしか関わってくるはずがない問題であって、それを変な意味、費用の低廉化とか費用の負担と言ってしまうと、かえって事業者に変な誤解を生むのではないかと。当然のことながら、自分が負担すべき費用というのを相手の負担にすべきものと理解する可能性もあります。

これもよく知られたことですが、このデータポータビリティで1番重要なのは、やはりポータビリティを確保する形でデータ生成をシステム化する運用が必要であって、そうでないと費用がかさむばかりになってしまうわけなので、むしろそこに誘導する側からいくと

ということで、そこに誘導しない。それに反する形に。その費用のことを余り強調すると、それに反する印象を与えないかというのは少し気になった点でございます。

私の方は以上でございます。

○依田座長 本日最後になりますが、伊永委員、どうぞ。

○伊永委員 川濱先生が適切に言ってくださったので、1点だけ。費用の低廉さのところの一案ですけれども、スイッチングを可能にすることが目的なので、スイッチングが困難になるような価格の設定というのはやはり困りますという点は書いてもいいのかと思いました。

○依田座長 どうぞ、上沼委員、お願いします。

○上沼委員 私も最後1点だけ。28ページの最後の部分で、この義務が片務的になっているということです。一応そうではない方についても望ましいと書いていく方向とは伺いましたが、ここは是非強調していただきたいと思っています。というのは、今のものを使えばデータは移るけれども、ほかのものを使うと移らないのだとすると、一般論的には、移転が可能な方を最初に選択するということになると思います。そのようなユーザー視点を考慮すると、最初に選択するのがそちらになってしまうのなら、競争的な視点で余り意味ないかと思いました。

○依田座長 ありがとうございます。今日の議論はここまでにしたいと思います。

本日は、スマホ新法の中核的な論点である正当化事由について、委員の皆様において、前回の検討会から更に踏み込んだ具体的な御議論を頂き、また、第10条及び第11条に関しても活発に御議論いただきました。

事務局においては、本日委員から出された御意見等も踏まえながら、引き続き政令及び公正取引委員会規則の制定やガイドラインの策定に向けて、具体的にどのように規定するかということを含め、検討を進めていただければと思っております。

では最後に、事務局から御連絡等をお願いいたします。

○稲葉室長 本日も長時間にわたりまして、ありがとうございました。

次回は2月27日を予定しております。詳細はまた追って事務局の方から御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○依田座長 以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。